



Japan External Trade Organization

特許庁委託事業

ガーナの知的財産制度および その運用に関する調査

2021年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

1.	はじめに	1
1.1.	本書の目的	1
1.2.	企業の視点	1
1.2.1.	ガーナ経済の概要	1
2.	ガーナの知的財産（IP）権制度の概要	3
2.1.	知財庁の概要	3
2.2.	知財に関する国内法および規則	4
2.2.1.	憲法／基本法	4
2.2.2.	主な知財法	4
2.2.3.	知財に関する法律	4
2.2.4.	知的財産に関する施行規則	5
2.3.	国際条約	6
3.	特許	7
3.1.	特許の種類	7
3.2.	特許性の要件	8
3.2.1.	新規性	8
3.2.2.	進歩性	8
3.2.3.	産業上の利用可能性	9
3.3.	特許を受けることができない対象	9
3.4.	人間または動物の体の処置	9
3.5.	特許により与えられる権利	10
3.6.	出願の準備および提出	10
3.7.	出願の種類	12
3.7.1.	パリ条約に基づく出願	12
3.7.2.	国内段階の出願	12
3.7.3.	ガーナを指定国としたARIPO出願	12
3.7.4.	分割出願	13
3.7.5.	追加特許	13
3.8.	出願を行うことができる者	14
3.9.	出願の要件	15
3.10.	権利取得手続き	16
3.11.	付与後	19
3.11.1.	特許の効力	19
3.11.2.	維持手数料および回復	20
3.11.3.	政府または権限を有する者による実施	21

3.11.4. 実施権	22
3.11.5. 無効	24
4. 実用新案	25
4.1. 期間	26
4.2. 実用新案の取得要件	26
4.2.1. 新規性	26
4.2.2. 産業上の利用可能性	26
4.3. 無効	26
4.4. 特許出願または実用新案出願の変更	27
4.5. 維持手数料	27
5. 意匠	28
5.1. 出願の種類	28
5.2. 登録要件	29
5.3. 出願を行うことができる者	29
5.4. 出願の準備および提出	30
5.5. 審査	31
5.5.1. 非織物意匠	31
5.5.2. 織物意匠	32
5.6. ハーゲ制度	33
5.7. 登録に対する異議申立て	34
5.8. 登録および公告	34
5.9. 登録後	34
5.9.1. 登録された意匠の効果	34
5.9.2. 維持手数料および回復	35
5.9.3. 謙譲および実施権	35
6. 商標	37
6.1. 定義	37
6.2. 要件	37
6.3. 出願を行うことができる者	39
6.4. 出願方法	39
6.5. 登録までの手続き	39
6.6. 更新、謙譲、回復	40
6.7. 異議申立ての手続き	41
6.7.1. 異議申立ての根拠	42
6.8. 登録手続き後	43
6.8.1. 所有者の権利	43
6.8.2. 商標侵害の理由	44

6.9.	無効、更正、抹消の手続き	45
6.9.1.	無効の手続き	45
6.9.2.	団体商標の無効	45
6.9.3.	商標登録簿の訂正	46
6.9.4.	不使用による商標取消	46
6.10.	取引表示および詐欺的商標	47
6.11.	使用権	50
7.	著作権	51
7.1.	はじめに	51
7.2.	著作権保護の資格要件	51
7.3.	著作権保護を受けることができる著作物の種類	52
7.4.	著作権の期間	53
7.5.	著作権の所有権	54
7.6.	著作権侵害の形態	54
7.7.	著作権の許諾使用	56
7.8.	著作権の移転および関連する正式手続き	58
7.9.	ベルヌ条約に関する著作権保護との関係性	59
8.	税関による知的財産の執行	60
8.1.	適用される法律	60
8.2.	差止対象の模倣品	60
8.3.	税関における知的財産権の登録制度	60
8.4.	税関による手続きおよび国境管理運用の実態	61
9.	ガーナ 基準委員会	62
10.	警察による知的財産の執行および刑事上の知的財産の救済	63
10.1.	適用される法律	63
10.2.	差止対象の模倣品	63
10.3.	レイド手続き	64
10.4.	刑事訴訟手続き	64
10.5.	刑事罰	64
10.6.	裁判手続	65
11.	民事上の救済措置	67
11.1.	特許侵害に関する民事上の救済措置	68
11.2.	商標侵害に関する民事上の救済措置	69
11.3.	著作権侵害に関する民事上の救済措置	70
12.	知的財産保護に関する官庁の連絡先	71
12.1.	著作権事務局	71

12.2.	知的財産事務局	71
13.	引用文献	72
13.1.	ガーナ国内法	72
13.2.	国際法規	73
13.3.	アクセスしたウェブサイト	73
14.	附則 A	74

1. はじめに

1.1. 本書の目的

本書の目的は、ガーナにおける知的財産の性質、特定、保護および管理ならびにその機能的運用の実践的な概要について説明することである。本書は、教育的な情報を提供し、ガーナにおける知的財産およびその管理を取り巻く固有の問題について認識を深めてもらうことを意図しており、知的財産法に関する法的、経営的または技術的な助言を提供しようとするものではなく、そのため、専門家による法的、技術的および経営的助言の代わりになるものではない。法的助言が必要とされる場合は、様々な法、議定書、協定、条約および関係規則ならびにこれらの手順に精通した専門家から、法的助言を受けるべきである。本書に記載された一切の作為または不作為について責任を負うものではない。提供する情報は 2020 年 10 月時点のものであり、知的財産関連法は隨時変更される可能性がある。加えて、本書で引用されている手数料は公的手数料のみであって、2020 年 10 月時点で有効なものであり、変更される可能性がある。

1.2. 企業の視点

現代のビジネスにおいて知的財産は貴重な資産の一つである。特許、実用新案、商標、意匠、著作権、植物育成者権およびトレード・シークレットなど、様々な種類の知的財産権が会社のアイデアや技術、名称、製品の保護に役立っている。会社の性質や規模、事業戦略によって様々な戦略が様々な会社に適用されるであろう。知的財産権に関する認識は、研究者や事業体にとってますます重要な問題となっている。知的財産の価値は、その利用や商業化の方法および有効性に依存する。知的財産の効果的な利用および商業化に体系的に取り組むことで、知的財産資産への投資から高いリターンを得ることができるであろう。

1.2.1. ガーナ経済の概要

ガーナ共和国(ガーナ)は、ギニア湾と大西洋に面した国であり、西アフリカ地域に位置する。西はコートジボワール、北はブルキナファソ、東はトーゴ、南はギニア湾と大西洋に面している¹。首都はアクラで、公用語は英語であるが、他にも 11 の政府公認言語がある。ガーナはフランス語圏の国々に囲まれていることから、ガーナの学校および大学ではフランス語が広く教えられており、商業や国際的な経済交流にフランス語が広く利用されている²。

¹ <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

² <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

ガーナの国土は 23 万 8,535 平方キロメートル（9 万 2,099 平方マイル）に及び、様々な民族、言語、宗教グループを含む約 3,000 万人の人口を有する。2010 年の国勢調査によると、人口の 71.2% がキリスト教徒、17.6% がイスラム教徒、5.2% が伝統的な宗教を信仰している。ガーナの多様な地理と生態系は、沿岸のサバンナから熱帯雨林までの範囲にわたっている³。

ガーナは、国家元首であり政府の長でもある大統領が統率する中央集権制の立憲民主主義国家である。ガーナは、経済成長による繁栄と民主的な政治体制により、西アフリカの地域大国となつた。ガーナは、アフリカ連合（AU : African Union）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS : Economic Community of West African States）、24 カ国グループ（G24）およびイギリス連邦に加盟している⁴。1992 年ガーナ憲法では、一院制のガーナ議会がすべての主要な立法府の機能を果たすと定められている。ガーナには、大統領の諮問機関である国家評議会もある。大統領は、法案や法律について国家評議会に意見を求めることができる。しかしながら、ガーナ議会は、そのような意見を検討したり、再考したりすることが求められているに過ぎず、そのような意見に拘束されるものではない。1992 年ガーナ憲法第 106 条第 11 項によると、ガーナ官報に掲載されない限り、いかなる法案も法律にならない⁵。

ガーナは、工業用鉱物、炭化水素および貴金属を保有し、平均的に天然資源が富んでいる国である。アフリカの産金国の中ではトップの地位を占めている⁶。また、自動車や船舶の組立および輸出に加えて、デジタル技術製品の一次製造および輸出が増加している他、工業用鉱物、カカオを中心とした農産物（世界第 2 位のカカオ生産国）、石油および天然ガスならびに情報通信技術などの産業など、多様な資源を豊富に輸出するとともに、デジタルを基盤とした複合型経済の形成も進展している⁷。観光業は、ガーナにとって外貨獲得額が第 4 位の産業である⁸。

ガーナ証券取引所は、ガーナの主要な証券取引所であり、使用される現地通貨はガーナ・セディ（以下、GH セディ）である⁹。

³ <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

⁴ <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

⁵ <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Ghana.html#:~:text=Ghana%20is%20a%20unitary%20state,of%20State%20for%20its%20comments>. 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

⁶ <https://www.nsenergybusiness.com/news/top-gold-mining-countries-africa/> – 2020 年 8 月 28 日付記事 – 2020 年 11 月 30 日時点でのアクセスによる。

⁷ <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

⁸ <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

⁹ <https://gse.com.gh/> 2020 年 11 月 30 日時点でのアクセスによる。

2. ガーナの知的財産（IP）権制度の概要

2.1. 知財庁の概要

ガーナでは、法務省の登録長官部（RGD : Registrar-General's Department）は、a) 商号、会社および合名会社の登録、b) 財産管理、c) 知的財産、および d) 婚姻登録の四つの部門に分かれている。RGD の知財部門は、商標、特許、意匠、回路配置の登録を管理している。RGD の知財部門には約 15 名の職員と 10 名の審査官が在籍している。RGD の知財の予算は法務省の予算に組み込まれている。法務省内で、法務長官の下にある著作権庁は、著作権の登録を担当している。RGD とは異なり、著作権庁は侵害事件の調査と対処も担当している。

2016 年 1 月、ガーナは第一次知的財産に関する国家政策および戦略（NIPPS : National Intellectual Property Policy and Strategy）を発表した¹⁰。ガーナとスイス連邦が共同で立ち上げたこの政策は、イノベーター、クリエーター、ユーザーおよび消費者が、企業家精神、イノベーション、技術移転および製品の近代化に有利な条件を生み出す知的財産環境の改善から確実に利益を得ることを目的とした第一歩である。

知財に関する国家政策および戦略は、以下の 9 つの戦略的課題を特定した。

- 法的枠組み：知財法の見直しおよび発展ならびに国際条約への加盟の必要性。具体的には、不正競争、植物品種、集積回路の配置、伝統的知識および遺伝資源について言及されている。
- 制度的枠組み：ガーナの知財の枠組みを改善するための自律的な国家知財庁の設立。実体審査も検討する。
- 創造性：大学においてイノベーションおよび創造性を奨励し、知財の活用を促進する。
- 知財の創成および商業化：ガーナの一般国民に知財の恩恵について教育を行う。
- 権利行使：知財の権利行使を規定する法律を強化する。
- 知財の専門家：知財の専門家を公認のものとし、規制する。
- 一般国民の意識：知財に関する一般国民の意識は、その意識に働きかけるプログラムによって対処する。
- 知財サービス産業：知財の利害関係者の共同管理組織および団体の創設に対処しなければならない。
- 知財の研究：知財関連の課題に関する研究を推進する。

¹⁰ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=89862cf5-4fb1-4d5e-88b6-34112cbc9fb4> 2020 年 11 月 3 日時点でのアクセスによる。

NIPPS の目的を達成し、実施するために、34 のプロジェクトが合意され、短期（1 年以内）、中期（2~3 年）、長期（4~5 年）のこれらのプロジェクトが 2016 年から 2020 年までの 5 年間で実施することが規定されている。これらのプロジェクトの中で注目すべきは、特許、意匠および地理的表示に関する既存の法律の改正と、現在進行中の知財登録プロセスの自動化の完成である。なお、ガーナにおいて、新たな知財政策制定や改定に関する情報はない。

2.2. 知財に関連する国内法および規則¹¹

2.2.1. 憲法／基本法

- ・ ガーナ共和国憲法（1996 年）

2.2.2. 主な知財法¹²

- ・ 2014 年商標法（改正法）（法律第 876 号）（2014 年）
- ・ 2005 年著作権法（法律第 690 号）（2005 年）
- ・ 2004 年集積回路の配置（トポグラフィー）法（法律第 667 号）（2004 年）
- ・ 2004 年商標法（法律第 664 号）（2004 年）
- ・ 2003 年地理的表示法（法律第 659 号）（2003 年）
- ・ 2003 年意匠法（法律第 660 号）（2003 年）
- ・ 2003 年特許法（法律第 657 号）（2003 年）

2.2.3. 知財に関連する法律¹³

- ・ 2012 年公衆衛生法（法律第 851 号）（2012 年）
- ・ 2010 年裁判外紛争解決手続法（法律第 798 号）（2010 年）
- ・ 2004 年ガーナ航空法（法律第 678 号）（2004 年）
- ・ 1960 年刑法（2003 年までの改正を含む法律第 29 号）（2003 年）
- ・ 1960 年刑事訴訟法（2003 年少年法（法律第 653 号）までの改正を含む法律第 30 号）（2003 年）
- ・ 2000 年不正競争防止法（法律第 589 号）（2000 年）

¹¹ <https://wipolex.wipo.int/en/members/profile/GH> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

¹² <https://wipolex.wipo.int/en/members/profile/GH> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

¹³ <https://wipolex.wipo.int/en/members/profile/GH> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

- 2000 年伝統医療実施法（2000 年）
- 1992 年食品および医薬品法（1996 年食品および医薬品法（改正法））（1996 年）
- 1993 年関税および物品税ならびに税関サービス（管理）法（法律第 330 号）（1993 年）
- 1975 年植物医学に関する科学研究センター法（1975 年）
- 1973 年規格機構法（1973 年 5 月 2 日成立の国家救済評議会令第 173 号）（1973 年）
- 1972 年種子（認証および規格）法（1972 年 8 月 30 日成立の国家救済評議会令第 100 号）（1972 年）

2.2.4. 知的財産に関する施行規則¹⁴

- 1996 年特許規則（政令集第 1616 号）（1996 年）
- 2010 年著作権規則（2010 年）
- 2009 年著作権法（改正法）（2009 年 12 月 31 日可決法律第 788 号）（2009 年）
- 2004 年高等裁判所（民事訴訟）規則（憲法法令集第 47 号）（2004 年）
- 1999 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 25 号）（1999 年）
- 1997 年控訴裁判所規則（憲法法令集第 19 号）（1999 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 25 号）までの改正を含む）（1999 年）
- 1999 年最高裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 24 号）（1999 年）
- 1996 年最高裁判所規則（憲法法令集第 16 号）（1999 年最高裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 24 号）までの改正を含む）（1999 年）
- 1998 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 21 号）（1999 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 25 号）までの改正を含む）（1998 年）
- 1993 年裁判所法（法律第 459 号）（2004 年裁判所法（改正法）（法律第 674 号）までの改正を含む）（1993 年）
- 1972 年商標規則（改正規則）（政令集第 792 号）（1972 年）
- 1970 年商標規則（政令集第 667 号）（1970 年）
- 1954 年高等裁判所（民事訴訟）規則（法的通知第 140A 号）（1954 年）

¹⁴ <https://wipolex.wipo.int/en/members/profile/GH> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

2.3. 国際条約¹⁵

ガーナは、知的財産に関する以下の国際条約の加盟国である¹⁶。

- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1991年以降）
- 意匠の国際登録に関するハーグ協定（2008年以降）
- アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内の特許および意匠に関するハラレ議定書（1984年以降）
- アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の創設に関するルサカ協定（1978年以降）
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書（2008年以降）
- 工業所有権の保護に関するパリ条約（1976年以降）
- 特許協力条約（1997年以降）
- 世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約（1976年以降）
- WIPO著作権条約（2006年以降）
- 世界貿易機関（WTO）－知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS（1995年以降））

¹⁵ <https://wipolex.wipo.int/en/members/profile/GH> 2020年10月8日時点でのアクセスによる。

¹⁶ <https://wipolex.wipo.int/en/members/profile/GH> 2020年10月8日時点でのアクセスによる。

3. 特許

2003年特許法（法律第657号）（特許法）および1996年特許規則（政令集第1616号）（特許規則）は、ガーナにおける特許の付与および保護のための法的枠組みを構成する。

特許とは、発明を保護するために付与された権利を意味する。この権利は、特許出願日から20年後に満了する。

ガーナは、1982年に採択された特許および意匠に関するハラレ議定書を通じて、ARIPOの加盟国であり、また、特許協力条約（PCT）、パリ条約、世界貿易機関（WTO）の加盟国であり、そのため、知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定の加盟国でもある。

特許協力条約に基づく国際特許出願（「PCT出願」）は、ガーナを指定国として、あらゆるPCT加盟国が行うことができる。出願人は、ガーナを指定国としてARIPOに広域出願を行うこともできる（広域出願）。最初に、国内出願を行うこともできる。

最初の国内出願、パリ条約に基づく出願、またはPCT国内段階の出願は、登録長官部（RGD）のガーナ特許庁に提出しなければならない。出願は、提出された後、方式に関する方式審査と実体審査との両方が行われる。

ガーナを指定国としたARIPO広域出願は、ARIPO事務局または任意の締約国の工業所有権庁のいずれかに提出することができる。

特許権は、発明に対して登録長官が付与することができ、その権利の保有者またはその権利の承継人には、当該発明を実施する独占権が与えられる。特許を受ける権利は、発明者または発明者の権利の承継人に帰属する。

3.1. 特許の種類

ガーナで取得可能な特許の種類は発明の特許であり、新規で、進歩性を有し、産業上利用可能である発明に対して特許が付与される。

また、ガーナ特許法では、最初の特許出願が複数の発明を包含している場合、分割出願が認められている。

ガーナの特許法では、新規で産業上利用可能である発明に対して付与される実用新案も規定されている。

3.2. 特許性の要件

ガーナの法律では、発明に対して特許が付与される。ここで、発明とは、その技術分野における特定の課題を実際に解決することを可能にする発明者の思想であるとガーナの法律で定義されている¹⁷。発明は、物または方法であってもよいし、それらに関するものであってもよい。

発明が新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能であれば、当該発明について特許を受けることができる¹⁸。

3.2.1. 新規性

ガーナでは絶対的新規性が要求される。発明が先行技術と同一でない場合、当該発明は新規であるとみなされる¹⁹。先行技術とは、本発明をクレームする出願の出願前または該当する場合には優先日よりも前に、有形の形式での刊行物もしくは口頭による開示、使用またはその他の方法で、世界中のあらゆる場所において公衆に開示されたすべてのものからなるものとする²⁰。

発明の公衆への開示は、出願日または該当する場合には出願の優先日に先立つ 12 カ月以内になされた場合、および、以下の理由またはその結果であった場合には考慮されないものとする。

- 出願人または出願人の権利を以前に保有していた者が行った行為、または
- 出願人または出願人の権利を以前に保有していた者についての第三者が悪用した場合²¹

3.2.2. 進歩性

発明が当該発明をクレームする出願に関連する先行技術を考慮しても、当業者にとって自明ではなかった場合には、当該発明は進歩性を有するものとみなされる²²。

¹⁷2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 1 条

¹⁸2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 1 項

¹⁹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 2 項

²⁰2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 3 項

²¹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 4 項

²²2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 5 項

3.2.3. 産業上の利用可能性

発明が任意の種類の産業において製造または使用することができる場合には、当該発明は産業上利用可能であるとみなされる²³。

3.3. 特許を受けることができない対象

以下の発明は、特許の保護対象から除外される。

- 発見、科学的理論および数学的方法
- 事業を行うための計画、規則もしくは方法、純粹に精神的な行為、またはゲームの遊び方
- 手術または治療による人間または動物の体を処置する方法、および、人間または動物の体を診断する方法。この規定は、これらの場合のいずれかで使用するための物には適用されないものとする。
- 公序良俗を保護するために必要な商業的実施を国内で妨げる発明。公序良俗には次のものが含まれる。
 - 人間、動物もしくは植物、または健康の保護、または
 - 環境への深刻な損害の回避。除外がなされない場合、実施が禁止されるため。
- 微生物以外の植物および動物
- 植物または動物を保護するための生物学的方法（非生物学的方法および微生物学的方法は除く）、ならびに
- 植物の品種²⁴

3.4. 人間または動物の体の処置

手術または治療による人間または動物の体を処置する方法および診断する方法は発明とみなされず、特許保護の対象から除外される。この除外は、上述のいずれかの方法で使用するための物には適用されない。したがって、処置方法のタイプのクレームは、ガーナの特許実務では認められないが、人間および／または動物の医療的処置のための物の保護を求めるクレームは認められる。

²³2003年ガーナ特許法（法律第657号）第3条第6項

²⁴2003年ガーナ特許法（法律第657号）第2条

3.5. 特許により与えられる権利²⁵

物について付与された特許については、出願人には特許発明の「実施」の権利が与えられる。

実施とは、以下のことを意味する。

- ・ その物の生産、輸入、販売の申出、販売および使用、または
- ・ 販売の申出、販売および使用の目的のためのその物の所持

方法について付与された特許については、以下の権利が与えられる。

- ・ その方法の使用
- ・ その保護されている方法によって直接得られた物について、その物の生産、輸入、販売の申出、販売および使用、または
- ・ 物の販売の申出、販売または使用の目的のため、その保護されている方法によって直接得られた物の所持

ガーナ特許法の下での権利は、以下の行為には及ばない。

- ・ 特許権者によって、または特許権者の同意を得て、いざれかの国で市場に出された物品についてした行為
- ・ 一時的にガーナ国内にある他国の航空機、車両または船舶における物品の使用
- ・ 実験的目的でなされる行為、または
- ・ 特許出願の日前に当該発明を使用し、またはその使用のために有効かつ重要な準備をしていた者であって出願人以外の者によって善意でなされた先使用または行為

3.6. 出願の準備および提出

出願は、ガーナの登録長官部（RGD）の特許庁に提出する。出願は、ガーナのアクラにある RGD にハードコピーを送達することで提出することができる。出願人がガーナに通常の居住地の住所または営業所の住所を有していない場合、出願人は、RGD に対して出願人を代理する権限を与えた代理人を任命しなければならない。

特許を受けようとする者は何人も RGD に出願するものとし、その出願には以下の内容が含まれていなければならない。

- ・ 特許の付与を求める旨の請願、出願人、発明者、および代理人がいる場合には代理人の氏名その他の所定の事項、ならびに発明の名称が記載された願書。出願人が発明者

²⁵2003年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 11 条

でない場合、願書には、特許を受ける権利が出願人にあることを証明する陳述書が含まれていなければならない。

- 当業者が発明を実施することができる程度に明確かつ十分に当該発明を開示する明細書。当該明細書には、特に、発明を実施するために出願人が知っている少なくとも一つの形態を示さなければならない。
- 保護を求める事項を定義した一以上のクレーム
- 発明を理解するのに必要な図面、および
- 技術情報のための要約書。しかし、要約書は、保護の範囲を解釈する目的のためには考慮されない²⁶。

出願には、35米ドルである出願手数料の支払いも含まれていなければならない。完全な出願書類の受理をもって、出願が行われたものとみなされる。

登録長官は、出願を受理したときに提出された書類に以下の内容が含まれている場合には、その出願を受理した日を出願日と認定しなければならない。

- 特許の付与を求ることについての明示的または默示的な表示
- 出願人の身元の特定を可能とするための表示、および
- 一見して発明の明細書であると判断される部分²⁷

ただし、登録長官がその出願を受理した時点で上述の要件を満たしていなかったと認める場合、登録長官は出願人に必要書類の提出を求め、当該必要書類を受理した日を出願日と認定しなければならない。必要書類が登録長官に提供されない場合には、出願はされなかつたものとして扱うものとする²⁸。

出願に添付されていない図面について出願が言及している場合には、登録長官は、欠落している図面の提出を出願人に求める²⁹。出願人が求めに応じた場合、登録長官は、欠落していた図面を受理した日を出願日と認定しなければならない。出願人が求めに応じない場合には、登録長官は出願を受理した日を出願日と認定しなければならず、欠落している図面への言及は存在しないものとして扱うものとする³⁰。

²⁶2003年ガーナ特許法（法律第657号）第5条

²⁷2003年ガーナ特許法（法律第657号）第9条第1項

²⁸2003年ガーナ特許法（法律第657号）第9条第2項

²⁹2003年ガーナ特許法（法律第657号）第9条第4項

³⁰2003年ガーナ特許法（法律第657号）第9条第5項

3.7. 出願の種類

ガーナの法律では、特許出願は、以下の方法によって行われるよう規定されている。

- ・ パリ条約に基づかない出願。この場合、有効日は、出願の提出日となる。
- ・ パリ条約に基づく出願。この場合、有効日は、パリ条約に基づく最初の出願の優先日となる。
- ・ ガーナを指定国とした PCT に基づく国際出願の国内段階の出願
- ・ ガーナを指定国とした ARIPO 出願
- ・ 原出願が複数の発明を包含する場合の分割出願、および
- ・ 特許出願に変更することができる実用新案出願³¹

3.7.1. パリ条約に基づく出願

パリ条約に基づく出願は、優先権の基礎となる最初の出願から 12 カ月以内に行わなければならず、優先権書類の写しは出願日から 3 カ月以内に提出しなければならない。

優先権は、任意のパリ条約加盟国から主張することができ、または、特許協力条約に基づいて主張することもできる。出願人が先の出願から優先権を主張する場合、RGD は先の出願の優先権証明書を要求することができる。RGD は、外国出願の日付および番号、外国特許庁との通信、調査結果の写し、または外国出願に関する最終的な査定など、その他の情報を要求することもできる。

3.7.2. 国内段階の出願

ガーナは特許協力条約（PCT）の加盟国であるため、国際特許出願は PCT に基づいて行われる。優先権が主張されない場合、出願人は、PCT 出願日から 30 カ月以内にガーナの国内段階に入ることができる。また、優先権が主張されない場合、ガーナを指定国とした ARIPO 広域出願については、出願人は、PCT 出願日から 31 カ月以内に ARIPO 広域出願を行うことができる。

3.7.3. ガーナを指定国とした ARIPO 出願

³¹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 18 条

ARIPO 特許出願は、ARIPO 事務局または任意の締約国の工業所有権庁のいずれかに提出することができる。ARIPO 特許出願は、書面で行われ、手渡し、郵送または技術的通信手段により ARIPO 事務局に提出することができる³²。

ARIPO-PCT 出願で ARIPO 段階に入る場合は、指定手数料は ARIPO 段階への移行時または移行日から 21 日以内に支払わなければならない。指定手数料が期限内に支払われなかった締約国の指定は、取り下げられたものとみなされる。ARIPO 段階に入る ARIPO-PCT 出願の指定手数料が期間内に支払われていない場合は、ARIPO 特許出願は取り下げられたものとみなされる。

3.7.4. 分割出願

特許出願は、一つの発明のみに関するか、または単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明に関するものでなければならない。出願に複数の発明が包含されている場合、出願人は、出願が特許付与の査定がされるまでは、出願を二以上の出願に分割する、すなわち分割出願を行うことができる。しかし、各分割出願は、原出願の開示を超えてはならない。各分割出願は、原出願の出願日、および該当する場合には原出願の優先日の権利を有する³³。

発明の單一性の要件を満たさない出願について特許が付与されたという事実は、特許の無効理由にはならない。

係属中の ARIPO 特許出願は、いずれも分割することができる。ARIPO 出願を分割するためには、出願人は一以上の ARIPO 分割出願を行う。親出願が ARIPO-PCT 出願である場合、分割出願は、ARIPO-PCT 出願が ARIPO を指定官庁または選択官庁として係属している場合、すなわち、ARIPO-PCT 出願が ARIPO 段階に入る場合に限り、出願することができる。

3.7.5. 追加特許

ガーナ特許法では、特許権者が既に特許を出願または取得している主出願に記載されている発明の改良または変更についての追加特許は規定されていない。

³² <https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol2/annexes/gh.pdf> 2020 年 10 月 8 日時点でのアクセスによる。

³³ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 6 条

3.8. 出願を行うことができる者

ガーナ特許出願は、発明者またはその法定承継人もしくは譲受人が行うことができる³⁴。ガーナに居住していない、またはガーナに主たる営業所を有しない出願人は、ガーナに居住し、ガーナで実務をしている弁護士が代理しならなければならない³⁵。

二以上の者が共同で発明をした場合には、特許を受ける権利は当該二以上の者に共同で帰属する³⁶。

二以上の者が互いに独立して同一の発明をした場合には、出願が取り下げられ、放棄され、または拒絶されていない限り、出願が最も早い出願日を有する者、または、優先権が主張されている場合には、出願が最も早い有効な優先権主張日を有する者が特許を受ける権利を有する³⁷。

雇用契約の履行において発明がなされた場合、特許を受ける権利は、それに反する契約上の規定がない限り、使用者に帰属する。発明が契約締結時に当事者が合理的に予見することができた経済的価値よりもはるかに高い価値を有する場合には、発明者は特別の報酬を受ける権利を有するものとし、そのような報酬について当事者間の合意がない場合には裁判所が定めるものとする³⁸。

発明者が署名し、登録長官宛に送付した特別な宣言書で発明者が氏名を記載されない旨の希望を表明する場合を除き、発明者は特許に発明者として記載されるものとする。

発明者が発明者として記載されない宣言をするという旨の他者に対する約束または保証は、法的効力を有しないものとする。

ARIPO 特許出願は、自然人、法人、または法律により法人に準ずる者が出願することができる。ARIPO 事務局における手続きを行う目的のため、出願人は、ARIPO 特許を受ける権利を行使する権利を有するものとみなされる。出願は、一人の名義とすることもできるし、共同出

³⁴2003年ガーナ特許法（法律第657号）第4条第1項、第4項

³⁵2003年ガーナ特許法（法律第657号）第30条

³⁶2003年ガーナ特許法（法律第657号）第4条第2項

³⁷2003年ガーナ特許法（法律第657号）第4条第3項

³⁸2003年ガーナ特許法（法律第657号）第4条第5項および第4条第6項

願人として複数の人の名義とすることもできる。出願人以外の者が ARIPO 特許を受ける権利を有すると認定された場合、その者は、出願人に代わって自己の出願として権利取得手続きを進める選択権を有する。

3.9. 出願の要件

発明の特許（PCT に基づかない場合）

- 委任状（署名済）（追完することができる。期限は定められていない。）
- 英語の明細書、クレーム、要約書（出願日に必要）
- 正式な図面（該当する場合）（出願日に必要）
- 発明の譲渡証書（該当する場合）（追完することができる。期限は定められていない。）、
- 優先権書類および認証付き英語翻訳文（3カ月以内に追完することができる。）

PCT 出願の国内段階

- 委任状（署名済）（追完することができる。期限は定められていない。）
- 英語の明細書、クレーム、要約書（出願日に必要）
- 正式な図面（該当する場合）（出願日に必要）
- 発明の譲渡証書（追完することができる。期限は定められていない。）
- 出願の国際公開公報の写し（出願日に必要）
- 国際調査報告の写し（追完することができる。期限は定められていない。）
- 特許性に関する国際予備報告の写し（追完することができる。期限は定められていない。）

ガーナを指定国とした ARIPO 出願

- 委任状（署名済）（2カ月以内に追完することができる。）
- 英語の明細書、クレーム、要約書（出願日に必要）
- 正式な図面（該当する場合）（出願日に必要）
- 国際特許分類（追完することができる。期限は定められていない。）
- 発明の譲渡証書（追完することができる。期限は定められていない。）
- 優先権書類および認証付き英語翻訳文（3カ月以内に追完することができる。）
- 配列リスト（特許出願が一以上のヌクレオチド配列および／またはアミノ酸配列の開示を含む場合）。配列リストは WIPO 標準 ST.25 に準拠した電子的方式でも提出しなければならない。

ガーナを指定国とした PCT 出願の ARIPO 広域段階

- ・ 委任状（署名済）（2カ月以内に追完することができる。）
- ・ 英語の明細書、クレーム、要約書（出願日に必要）
- ・ 正式な図面（該当する場合）（出願日に必要）
- ・ 国際特許分類（出願日に必要）
- ・ PCT 出願の国際公開公報の写し（出願日に必要）
- ・ 国際調査報告の写し（追完することができる。期限は定められていない。）
- ・ 国際予備審査報告の写し（追完することができる。期限は定められていない。）
- ・ 配列リスト（特許出願が一以上のヌクレオチド配列および／またはアミノ酸配列の開示を含む場合）。配列リストは WIPO 標準 ST.25 に準拠した電子的方式でも提出しなければならない。

3.10. 権利取得手続き

特許の適格性を決定する際に、RGD は国際調査報告、対応する外国出願に関する報告書、他国での非特許性に関する最終の査定を考慮する³⁹。特許出願の方式に関する審査が行われるのに 3 ~6 カ月、実体審査が行われるのに 6~12 カ月かかる。最初の拒絶理由通知は、実体審査開始から 1~3 カ月の間に発行されると想定しうる。拒絶理由通知に対する応答についての最終の査定は、1~2 カ月の間で行われうる。常に可能な限り、RGD は、審査開始後 2 年以内に、出願に関する最終の査定を下すであろう。審査開始の通知は、出願が法に基づく方式の要件を満たしていることを登録長官が認めて、調査報告を受理したときに行われる。

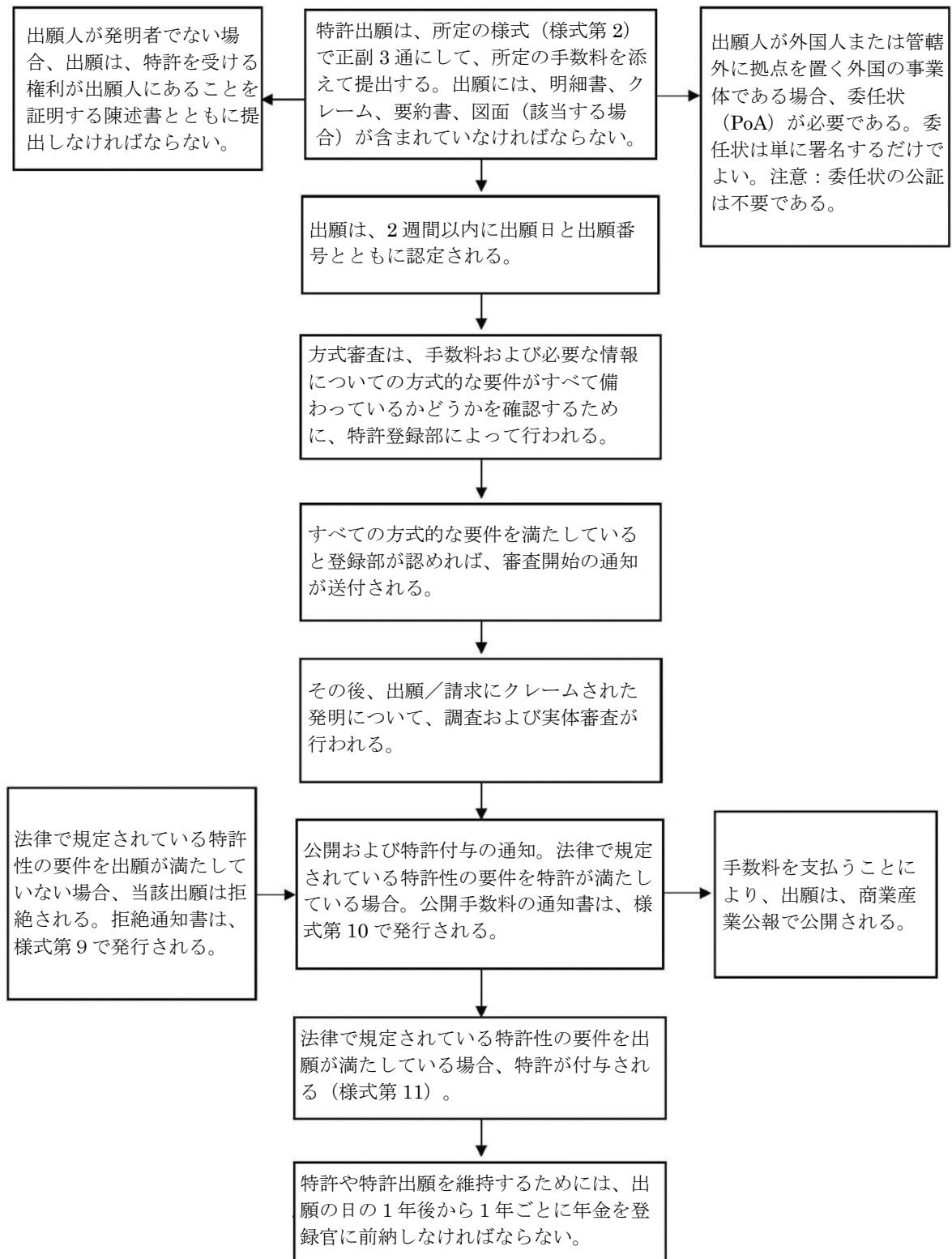
最近まで、RGD には科学的または技術的なバックグランドを有するスタッフがおらず、実体審査はガーナ国外で行われていたため、審査のプロセスが大幅に長くなっていた。

しかしながら、現在では、RGD は、調査と実体審査を自ら行うようになった。出願人は、RGD が行う実体審査において、どの調査機関で調査を行うべきかを決める選択権を有する。出願人が調査を行うために RGD を選択した場合、手数料は一出願につき 300 米ドルである。RGD は、別途手数料を課すことなく実体審査まで行う。

方式審査が行われた後、RGD は出願人に対して調査報告書を作成するが、その間に、出願人は調査を希望する特定の調査機関を指定するか、または公的手数料を支払った後に RGD が調査を進めることを選択することができる。

³⁹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 9 条第 8 項

ガーナにおける特許審査のフローチャート



3.11. 付与後

3.11.1. 特許の効力

ガーナ特許法では、「可能な場合」には、特許付与までの期間は、実体審査開始から 2 年以内であることが要請されている⁴⁰。

RGD が特許を付与する際には、特許付与の参照が公開され、出願人には特許証と特許の写しが発行される。この特許付与の参照は、ガーナ商業産業公報に掲載され、<https://ghalii.org/>からアクセスできる。特許は RGD に記録され、公衆は、所定の手数料を支払うことにより、特許の写しを入手することができる⁴¹。しかしながら、ガーナは、特許出願および付与された特許に関する情報を含むオンライン・データベースを提供していないため、利害関係人は RGD に写しを請求しなければならない。

特許出願または特許に由来する権利は、出願の日から効力を生じ、その権利の保有者またはその権利の承継人に発明を実施する独占権を与える。特許によって与えられる保護の範囲は、クレームの文言によって決定されなければならない。ただし、明細書および図面は、クレームを解釈するために使用されるものとする。

物について付与された特許については、特許の効力は、特許発明の「実施」の権利を特許権者に与えることである。実施とは、以下のことを意味する。

- その物の生産、輸入、販売の申出、販売および使用、または
- 販売の申出、販売および使用の目的のためのその物の所持⁴²

方法について付与された特許については、ガーナの法律では、次の権利が与えられる。

- その方法の使用
- その保護されている方法によって直接得られた物について、その物の生産、輸入、販売の申出、販売および使用、または
- 物の販売の申出、販売または使用の目的のため、その保護されている方法によって直接得られたその物の所持⁴³

⁴⁰2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 10 条第 3 項

⁴¹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 10 条第 2 項

⁴²2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 11 条

⁴³2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 11 条第 2 項

ガーナ特許法の下での権利は、以下の行為には及ばない。

- 特許権者によって、または特許権者の同意を得て、いずれかの国で市場に出された物品についてした行為
- 一時的にガーナ国内にある他国の航空機、車両または船舶における物品の使用
- 実験の目的でなされる行為、または
- 特許出願の日前に当該発明を使用し、またはその使用のために有効かつ重要な準備をしていた者であって出願人以外の者によって善意でなされた先使用または行為

特許法上の特許権侵害の罪を犯した者は、2,000 罰金単位以下の罰金（1 罰金単位は 12GH セディ (GH¢12)）または 2 年以下の懲役に処せられる⁴⁴。

3.11.2. 維持手数料および回復

特許や特許出願を維持するためには、特許出願の日の 1 年後から 1 年ごとに維持手数料を登録長官に前納しなければならない⁴⁵。維持手数料は、出願が係属中で審査が終了していない場合でも支払わなければならない。特許の維持手数料は、各年 10 米ドルである。

所定の割増手数料を納めることにより維持手数料を追納する場合は、6 カ月のグレース・ピリオドが認められる⁴⁶。

維持手数料が支払われない場合、特許出願は取り下げられたものとみなされるか、または特許は消滅する。出願日に応当する日前または 6 カ月のグレース・ピリオドの間に権利維持のための維持手数料を支払わず、割増手数料を支払わなかった特許権者は、その権利を喪失する⁴⁷。

維持手数料を支払うことにより、特許は 20 年間有効となる。この期間を過ぎると、発明は公有財産となる。すなわち、発明は保護されず、誰でも当該発明を実施することができるようになる。

ガーナの法律では、特許の存続期間の延長は規定されていない。

⁴⁴2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 37 条

⁴⁵2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 12 条第 2 項

⁴⁶2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 12 条第 3 項

⁴⁷2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 12 条第 4 項

3.11.3. 政府または権限を有する者による実施⁴⁸

ガーナ特許法は、以下に該当する場合、特許権者の同意がなくても、政府機関または大臣（すなわち法務長官および法相）が指定した第三者が発明を実施することができることを大臣が決定できるようしている。

- 公共の利益、特に国家の安全保障、栄養、健康または国民経済のその他生命関連部門の開発を必要とする場合、または
- 司法機関または行政機関が、特許権者または特許権者が許諾したライセンシーによる実施の方法が反競争的であると判断した場合であって、ガーナ特許法第 13 条に基づく発明の実施がその慣行を是正するものであると大臣が認める場合、大臣は、特許権者の同意がなくても、政府機関または大臣が指定した第三者が発明を実施することができると決定することができる。

ただし、発明の実施は、権限を与えられた目的に限定され、かつ、上述の 2 点目における反競争的慣行を是正する必要があることに基づいて決定がなされた場合には、決定において判断された大臣の決定の経済的価値を考慮して、適切な報酬を特許権者に支払うことを条件とする

⁴⁹。

大臣は、特許権者および利害関係人がヒアリングを希望するときは、それらの者のヒアリングを経て決定しなければならない。

特許権者、政府機関または特許発明を実施する権限を有する第三者の請求があった場合には、大臣は、当事者的一方または双方がヒアリングを希望する場合、当事者のヒアリングを経て、事情の変化によって変更が正当化される範囲内で、特許発明の実施権を与える決定の条件を変更することができる⁵⁰。

特許権者の請求があった場合には、大臣は、当事者的一方もしくは双方が希望する場合には、当事者のヒアリングを経て、大臣の決定の原因となった事情が存在しなくなり、かつ、再発の可能性が低いこと、または、政府機関または大臣が指定した第三者が決定の条件を遵守しなかったことを認めるとときは、その実施権を終了しなければならない⁵¹。

⁴⁸2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条

⁴⁹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条第 2 項

⁵⁰2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条第 4 項

⁵¹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条第 5 項

大臣は、特許権者からの権限を終了する旨の請求にもかかわらず、政府機関または大臣が指定する第三者の正当な利益を適切に保護する必要により、決定の維持が正当化されると認めるとときは、権限を終了してはならない。

大臣が第三者を指定した場合には、その権限は、その者の企業もしくは事業とともに、または特許発明が実施されている企業もしくは事業の一部とともにのみ移転することができる。

政府機関または大臣の指定する第三者が発明を実施することができることの権限は、以下の行為を排除してはならない。

- 特許権者がライセンス契約を締結すること、または
- 特許法第 11 条第 2 項に基づき特許権者に与えられた特許権者の権利を、特許権者が継続的に行使すること⁵²

大臣に権限付与を請求するには、特許権者が権限を求める者から契約上のライセンスの請求を受けたが、その者が合理的な商業的条件および合理的な時間内にライセンスを得ることができなかつたことを示す証拠を添付しなければならない。ただし、国家的な緊急事態またはその他特に緊急を要する状況の場合は、この限りではない。この場合、登録長官は、合理的に実行可能な限り速やかに大臣の決定を特許権者に通知しなければならない⁵³。

政府機関または大臣が指定する第三者による発明の実施は、主に国内の市場への供給を目的としなければならない。

半導体技術の分野における発明の実施は、公共の非営利使用の場合、または、特許権者または特許権者のライセンサーによる特許発明の実施の仕方が反競争的であると司法機関または行政機関が判断し、かつ、強制実施権の設定がその慣行を是正することになると大臣が認める場合にのみ権限が付与されるものとする⁵⁴。

政府機関または第三者に発明を実施するための権限を付与するという大臣の決定を不服とする者は、高等裁判所に上訴することができる。

3.11.4. 実施権

⁵²2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条第 8 項

⁵³2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条第 9 項

⁵⁴2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 13 条第 12 項

3.11.4.1. 強制実施権

特許出願の日から 4 年または特許付与の日から 3 年のいずれか遅い方の期間が経過した後に高等裁判所に請求があった場合、国内において、特許発明が局地的に実施されているか、または輸入されていることにより、特許発明が実施されていないか、または十分に実施されていないと裁判所が認める場合には、裁判所は、強制実施権を設定することができる⁵⁵。

特許権者が、国内において、特許発明を実施しないこと、または実施が不十分であることを正当化する事情が存在すると裁判所が認める場合には、強制実施権を設定してはならない⁵⁶。

強制実施権の設定の決定は、以下の事項を定めなければならない。

- 実施権の範囲および機能
- ライセンシーが特許発明の実施を開始しなければならない期限、および
- 特許権者に支払うべき適切な報酬とその支払い条件⁵⁷

強制実施権の受益者は、以下のことができる。

- 実施権を設定する決定で定められた条件に従って、国内で特許発明を実施すること、または
- 決定で定められた期限内に特許発明の実施を開始すること、および
- 特許発明を十分に実施すること⁵⁸

3.11.4.2. 従属特許

特許にクレームされた発明が、先の出願日または該当する場合には先の優先日の利益を享受する出願に基づいて付与された特許を侵害することなく国内で実施することができない場合であって、後の特許にクレームされた発明が先の特許にクレームされた発明に関連して相当に経済的な重要性を有する重要な技術的進歩を伴うものである場合には、高等裁判所は、後の特許の特許権者の請求により、先の特許の侵害を回避するために必要な範囲内で、強制実施権を設定することができる。強制実施権が設定された場合、裁判所は、先の特許の特許権者の請求により、後の特許について強制実施権を設定しなければならない⁵⁹。

⁵⁵2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 14 条第 1 項

⁵⁶2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 14 条第 2 項

⁵⁷2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 14 条第 3 項

⁵⁸2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 14 条第 4 項

⁵⁹2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 14 条第 5 項、第 6 項

3.11.5. 無効⁶⁰

ガーナ特許法には第三者の異議申立ては規定されていない。しかしながら、利害関係人は高等裁判所に特許の無効を請求することができる。高等裁判所は、無効を請求する者が以下のことを証明した場合には、特許を無効にしなければならない。

- 特許権者が出願に関して特許法の規定のいずれかに従わなかったこと
- 特許の対象が特許を受けることができないものであること
- 特許権者が発明者または発明者の権利の承継人でないこと
- 特許の明細書が、当業者が発明を実施することができる程度に明確かつ十分に当該発明を開示しておらず、特に、発明を実施するために出願人が知っている少なくとも一つの形態を示していないこと

無効となった特許またはクレームもしくはクレームの一部は、特許付与の日から無効とみなされるものとする。高等裁判所の登記官は、裁判所の最終決定を登録長官に通知しなければならない。

登録長官は、所定の方法により、その決定を記録し、その決定の参照を公開しなければならない。

⁶⁰2003年ガーナ特許法（法律第657号）第15条

4. 実用新案

2003年特許法（法律第657号）（特許法）および1996年特許規則（政令集第1616号）（特許規則）はガーナにおける実用新案の付与および保護の法的枠組みも構成する。

法は、新規かつ産業上利用可能な発明に関する実用新案の登録について定めており、必ずしも進歩性は必要とされない⁶¹。

特許協力条約（PCT）に基づく国際実用新案出願は、ガーナを指定国としてPCT加盟国により行うことができる。出願人はガーナを指定国としてARIPOに広域出願を行うこともできる（広域出願）。最初に、国内出願を行うこともできる。

最初の国内出願、パリ条約に基づく出願、またはPCT国内段階の出願は、RGDのガーナ特許庁に提出しなければならず、方式要件と実体要件とを共に遵守しているかの審査が行われなければならない。

方式に関する審査が行われるのに3~6ヶ月、実体審査が行われるのに6~12ヶ月かかる。最初の拒絶理由通知は、実体審査開始から1~3ヶ月の間に発行されると想定しうる。拒絶理由通知に対する応答についての最終の査定は、1~2ヶ月の間で行われうる。

RGDが出願は方式要件を満たさないと認める場合、その旨を出願人に通知し、出願人に3ヶ月の規定期間内に要件を満たすよう求める。当該期間内に出願人が要件を満たさない場合、RGDは出願を拒絶しなければならない。

RGDは実用新案出願の実体審査を引き受けなければならない。RGDが出願は実用新案の登録要件を満たさないと認める場合、RGDは出願を拒絶しなければならない。

実用新案のARIPO広域出願は、ガーナを指定国としてARIPO事務局または任意の締約国の工業所有権庁のいずれかに提出することができる。

⁶¹ 2003年ガーナ特許法（法律第657号）第17条

4.1. 期間

実用新案は更新することができず、出願日から 7 年で満了する⁶²。

4.2. 実用新案の取得要件

発明が新規かつ産業上利用可能である場合、発明は実用新案に該当する。実用新案では発明の進歩性は必要とされない⁶³。

4.2.1. 新規性⁶⁴

ガーナでは絶対的新規性が要求される。発明が先行技術と同一でない場合、当該発明は新規であるとみなされる。先行技術とは、本発明をクレームする出願の出願前または該当する場合には優先日よりも前に、有形の形式での刊行物もしくは口頭による開示、使用またはその他の方法で、世界中のあらゆる場所において公衆に開示されたすべてのものからなるものとする。このため、ガーナでは絶対的新規性要件が設けられる。

発明の公衆への開示は、出願日または該当する場合には出願の優先日に先立つ 12 カ月以内になされた場合、および、以下の理由または結果であった場合には考慮されないものとする。

- 出願人または出願人の権利を以前に保有していた者が行った行為、または
- 出願人または出願人の権利を以前に保有していた者に対して、第三者が悪用した場合

4.2.2. 産業上の利用可能性

発明が任意の種類の産業において製造または使用することができる場合には、当該発明は産業上利用可能であるとみなされる⁶⁵。

4.3. 無効

高等裁判所は次の理由で実用新案を無効にしなければならない。

- クレームされた発明が発明の新規性および産業上の利用可能性を満たさないこと

⁶² 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 17 条第 4 項

⁶³ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 17 条第 1 項

⁶⁴ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 3 項および第 3 条第 4 項

⁶⁵ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 3 条第 6 項

- 記載内容とクレームがガーナ特許法第 5 条第 5 項、第 6 項または第 7 項に記載の要件を満たさないこと
- 発明の理解に必要とされるいづれかの図面が提供されていなかつたこと、または
- 実用新案の所有者が発明者または発明者の権利の承継人でないこと⁶⁶

4.4. 特許出願または実用新案出願の変更⁶⁷

特許の付与または拒絶前に、所定の費用を納付することで特許出願人は出願を実用新案出願に変更してもよく、これに対して原出願の出願日を付与しなければならない。

実用新案の付与または拒絶前に、所定の費用を納付することで実用新案の出願人は出願を特許出願に変更してもよく、これに対して原出願の出願日を付与しなければならない。

特許または実用新案の出願は一回に限り実用新案または特許に変更することができる。

4.5. 維持手数料

実用新案の出願を維持するためには、特許出願の日の 1 年目後から 1 年ごとに維持手数料を登録長官に前納しなければならない。

所定の割増手数料を納めることにより維持手数料を追納する場合は、6 カ月のグレース・ピリオドが認められる。

特許法第 12 条に従って維持手数料が支払われない場合、実用新案の出願は取り下げられたとみなされるか、または特許は消滅する。

実用新案の維持手数料は、各年 10 米ドルである。

⁶⁶ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 17 条第 6 項

⁶⁷ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 18 条

5. 意匠

2003年意匠法（法律第660号）は2003年12月31日に官報告示され、施行された（実施細則の公布は未定）。

2003年意匠法（法律第660号）は今日まで施行されてきたものの、いまだ発展段階にあり、完全に発展していない。実施細則も未だ承認されておらず、ガーナ登録長官が受理し、処理する出願は織物意匠に関する出願に限られる。ガーナではその他意匠を国内出願により登録することはできない。

織物意匠の出願はガーナ国内出願により、またはARIPO広域出願によりガーナで登録可能である。

登録長官庁に提出される非織物意匠出願が受理されるのは、その後ARIPOに移行してARIPO事務局で対応および登録する場合に限られる。ガーナはARIPOのハラレ議定書を承認しているため、ARIPO出願でガーナを指定することによりガーナで意匠保護を取得することができる。

意匠法によると、意匠は線または色彩の組合せ、線または色彩と関連しているか否かにかかわらず三次元の形態または材料、あるいは当該組合せ、形態または材料が産業製品または工芸品に特別な外観を与え、かつ産業製品または工芸品の模様となりうる織物意匠と定義される。

登録意匠の保護は、外観の任意の特徴に関して自由度の余地がない範囲で専ら技術上の成果を得るために役立つ意匠には及ばない。

5.1. 出願の種類

登録意匠の出願は次の方法で行うことができる。

- 条約に基づかない出願（これは現時点で織物意匠についてのみ可能）
- 条約の優先権を主張する条約出願（これは現時点で織物意匠についてのみ可能）
- ガーナを指定国としたARIPO出願、および
- ハーグ制度を使用する国際出願

5.2. 登録要件

意匠が新規である、つまり公知の意匠または公知意匠の特性の組合せと顕著に異なる場合、意匠は登録可能である⁶⁸。

意匠が公知の意匠または公知の意匠の特性の組合せと顕著に異なる場合、意匠は新規または独創的であるとされる。

新規性を判定する目的では、意匠の公衆への開示については、次の場合においては考慮してはならない。

- 出願日または該当する場合には出願の優先日に先立つ 12 カ月前以内に発生した開示、および
- 出願人または出願人の権利を以前に保有していた者が行った行為、または出願人または出願人の権利を以前に保有していた者についての第三者が悪用した結果としての開示⁶⁹

公秩良俗に反する意匠は登録できない。

二つ以上の意匠出願が 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定で定められた国際分類の同一分類に関連する場合、または同一セットまたは構成物品に関連する場合、当該出願を同一出願の対象としてもよい⁷⁰。

5.3. 出願を行うことができる者⁷¹

ある者が意匠を創作する場合、意匠の登録を受ける権利は当該創作者に帰属する。

二以上の者が同一の意匠を創作する場合、意匠の登録を受ける権利は当該二以上の者に共同で帰属する。

二以上の者が互いに独立して同一の意匠を創作した場合には、出願が取り下げられ、放棄され、または拒絶されてない限り、出願が最も早い出願日を有する者、または、優先権が主張されてい

⁶⁸ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 2 条第 1 項

⁶⁹ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 2 条第 3 項

⁷⁰ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 5 条第 7 項

⁷¹ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 3 条

る場合には、出願が最も早い有効な優先日を有する者が意匠の登録の権利を有する。意匠の権利は承継により譲渡、移転、委譲することができる⁷²。

雇用契約の履行において意匠が創作された場合、意匠の登録を受ける権利は、それに反する契約上の規定がない限り、使用者に帰属する。創作者は、当該創作者が署名し、登録長官宛に送付した特別な宣言書で当該創作者の氏名の記載を望まない旨を示さない限り、意匠登録時に創作者として記名されるものとする⁷³。

創作者が創作者として記入されない宣言をするという旨の他者に対する約束または保証は無効である。

5.4. 出願の準備および提出

登録のための出願は、登録長官部（RGD）に提出する。

RGDに対する出願には以下に挙げるものが含まれていなければならない。

- 意匠の申請書、図面、写真またはその他適切な図解⁷⁴
- 意匠を構成するまたは意匠の使用に関連する物品の表示⁷⁵
- 出願人が創作者でない場合、登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述書⁷⁶
- 該当する場合には優先権証明書⁷⁷

意匠が平面的なものである場合、意匠に係る物品の見本を出願に含めてもよい。出願には、出願費用の納付が必要とされる。

出願に優先権証明書を含める場合、登録長官は、事務局によって正確であるものと証明された提出済の先行出願または国際予納金の写しを出願日から3ヶ月以内に提出するよう出願人に求めることができる⁷⁸。

⁷² 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第3条第3項

⁷³ 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第3条第5項

⁷⁴ 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第5条第2項(a)

⁷⁵ 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第5条第2項(b)

⁷⁶ 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第5条第3項

⁷⁷ 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第5条第4項

⁷⁸ 2003年ガーナ意匠法（法律第660号）第5条第5項

登録長官が意匠法第 2 条の要件ならびに宣言に係る規定を満たしていないと認める場合、優先権主張が行われたとはみなしてはならない。

5.5. 審査⁷⁹

出願がすべて的方式要件を満たす場合、RGD は出願を受理した日を出願日として記録する。出願がすべて的方式要件を満たさない場合、RGD は出願人に必要な訂正を提出するよう求める。RGD が必要な情報を受理すると、必要な訂正を受理した日をもって出願が完了したとみなされる。訂正がなされない場合には、出願はされなかつたものとして扱われる。

出願完了とみなされると、RGD は出願が意匠法第 5 条を遵守しているか否かを、出願の対象が意匠法第 1 条および第 2 条第 4 項の保護可能／登録可能な意匠に該当するか否かを含めて判断する。

5.5.1. 非織物意匠

2003 年意匠法が存在するにもかかわらず、意匠の実施細則は未だ公布されておらず、実施細則が公布されるまでガーナ意匠庁は非織物意匠に対する国内意匠出願の受付を認めていない。現時点では、ガーナにおける非織物意匠に対する意匠保護は、ARIPO の意匠出願でガーナを指定することによってのみ取得できる。

非織物意匠に対する意匠出願が ARIPO に提出される場合、ARIPO は次の方法で意匠出願に対応し審査を行う。

出願を受け付けると、ARIPO 事務局は出願の即時審査を実施する。これは出願に出願日を付与する目的で実施される。ARIPO 事務局が出願は適切であると認める場合、出願に出願日を付与するように進める。事務局は即時に出願人ならびに各指定国に出願を通知する。

ARIPO 事務局は出願を構成する書類の方式審査を実施し、書類が形式、性質、内容に関する所定の要件を遵守しているかどうかを確認する。方式審査は次に挙げるものの確認を伴う。

- 言語が英語であること
- 申請書が完全であり署名されていること
- 有効に発行された委任状が出願に付随すること

⁷⁹ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 6 条

- 必要な場合、有効な優先権証明書が添付されていること
- 意匠の創作者が出願人と同一ではない場合、当該創作者の氏名が明らかにされていること
- 意匠の保護を求める国の指定が含まれること
- 手数料納付証明または所定の手数料を納付する旨の書面保証が添付されていること

ARIPO 事務局が出願は方式要件を遵守していると認める場合、この事実を出願人および各指定国に通知する。出願が要件を満たせば、出願人は意匠登録の決定を通知される。出願が認められた場合であったとしても、全指定国には、登録を妨げる意図が通知されることがある。いずれかの国が付与に反対する場合には、出願に基づく付与は、その国において効力を有さない旨を 6 カ月以内に ARIPO 事務局に通知しなければならない。

5.5.2. 織物意匠

1973 年織物意匠（登録）法令、国家救済評議会令第 213 号は、織物意匠のみを保護する。この法令は、RGD に直接提出された国内織物意匠と、ガーナが指定された国際織物意匠の両方に対する登録について定めている。RGD は現時点で織物意匠に対する条約出願と非条約出願の受付と対応を行うのみであり、当該出願は RGD が対応し、審査を行う。

織物意匠出願の登録長官による審査には約 1 カ月を要し、その後出願は受理または拒絶される。審査手続きにおいて登録長官が出願人に織物意匠の一部を放棄するよう求めことがある。

拒絶の場合、出願人は登録官に反論を提出することで拒絶に異議を申し立てる権利を有する。

出願が受理されると次に官報で公告されるが、これには官報公告のために政府が利用可能な財源のために約 1~3 年を要する。

公告日から 3 カ月の異議申立期間に第三者が意匠登録に意義を申し立てることができる。

異議が提出されなければ登録証が発行される。登録証が発行されると長さが 1 ヤード、幅が 36 インチの寸法の意匠見本が求められる。

出願人は ARIPO で織物意匠の出願を行い、ガーナを指定することもできる。このような場合 ARIPO は非織物意匠について上述のとおり、意匠出願に対応し、審査を行う。

5.6. ハーグ制度⁸⁰

ハーグ制度は、ハーグ協定に関する国および／または政府間機関で意匠を登録する制度を提供する。ハーグ制度はスイスのジュネーブにある世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局で管理される。単一の事務局内で单一言語により単一出願を提出し単一通貨（スイスフラン）で料金一式を納付することにより意匠の保護を取得することができる。

ガーナは意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟国であり、最大 100 個までの意匠登録を許可している。ジュネーブ改正協定の締約国数は欧州連合とアフリカ知的所有権機関を含めて 65 か国である。

ハーグ協定は WIPO の国際事務局に提出された単一の国際出願により単一の国際登録を得た結果、ハーグ同盟の加盟国である国や政府間機関の意匠権を取得、維持、管理するための制度を提供するもので、指定された締約国（国または政府間機関）それぞれで独立した効果を有する。

このようにハーグ協定は、異なる国（または地域）で実施しなければならなかつたすべての出願を単一の国際出願で代用できるため、複数の市場で容易かつ迅速に意匠保護を取得することができ、利用者の時間と費用を節約することができる。ハーグ協定ならびに出願様式に関する情報はすべて WIPO : <https://www.WIPO.int/hague/en/> で入手可能である。

ただし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき国際出願を行うことは、誰にでも可能であるわけではない。このような出願を行う権利を得るには、出願人は次に挙げる条件のうち少なくとも一つを満たさなければならない。

- 締約国または欧州連合やアフリカ知的所有権機関等の締約国である政府間機関の加盟国の国民。
- 締約国の領域に住所を有する。または
- 締約国の領域に実効的な産業上または商業上の施設を有する。

RGD は実体的根拠に基づき審査を行うが、これには新規性に関する限定的審査、第三者による異議申立て後の新規性に関する審査が含まれる。これによりガーナは拒絶通知書および保護付与報告書を発行する。

⁸⁰ <https://www.wipo.int/hague/en/> 2020 年 10 月 8 日時点のアクセスによる。

5.7. 登録に対する異議申立て⁸¹

出願が意匠法の要件を満たすことを RGD が認める場合、出願は <https://ghalii.org/> でアクセス可能なガーナ商業産業公報に公告され、利害関係人は次に挙げる理由に基づき 2 カ月以内に登録に対する異議申立通知書を提出することができる。

- 意匠が意匠法に定める意匠ではない。または
- 出願人には意匠を登録する権利がない。

異議申立てが提出されると RGD は異議申立通知書を出願人に送付し、その後、出願人は反論を提出する機会がある。異議申立てを行う当事者または原出願人は、必要な場合、異議申立通知書の提出または異議申立てに対する応答の準備のために期間延長を申請することができる。反論が提出されない場合、出願は放棄されたものとみなされ、登録は否認される。反論が提出されると、RGD は異議申立通知書を提出した者に対し反論を送付する。

5.8. 登録および公告⁸²

登録要件が満たされていると RGD が認め、かつ所定の期間内に意匠登録に対する異議申立てがなされなかった場合、RGD は意匠を登録し、登録通知を公告し、登録証を出願人に発行する。また、公告時に意匠登録に対し異議申立てがなされた場合、RGD が出願人に有利に判断すれば登録証が発行される。意匠が新規でない場合、または意匠が公序良俗に反する場合、RGD は意匠の登録を拒絶する。意匠登録を否認された者は高等裁判所に不服を申し立てることができる。

5.9. 登録後

5.9.1. 登録された意匠の効果⁸³

登録された所有者以外の者が登録意匠を利用するには登録所有者の許可が必要である。意匠法の「利用」は次のように定義される。

登録された意匠の複写または実質的な複写である意匠を付帯するまたは包含する物品を

- 製造
- 販売
- 輸入、または
- 商業目的で頒布すること

⁸¹ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 7 条

⁸² 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 8 条

⁸³ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 9 条

登録により付与された権利は、登録所有者によりまたは登録所有者の承諾でいずれかの国の市場に出された物品（「グレーマーケット商品」）に関する行為には及ばない。

登録所有者以外の者が所有者の承諾なしに行った上述の行為はいずれも意匠の侵害にあたる。

登録所有者による請求、または特定の救済を求めて訴訟を提起するようライセンシーが登録所有者に請求し、登録所有者がそれを拒絶または行わない場合には、ライセンシーによる請求により、高等裁判所は侵害または差し迫った侵害を防止するために差止命令を出し、状況において裁判所が適切と判断する場合は損害賠償を裁定し、その他救済を付与することができる。

上述の侵害にあたる行為を故意に行う者は違法行為をなしており、陪審によらない有罪判決により 2,000 罰金単位以下の罰金もしくは 2 年以下の懲役に処せられ、またはこれらを併科される。
1 罰金単位は 12 GH セディ（GH¢12）である⁸⁴。

5.9.2. 維持手数料および回復

意匠は出願日から計算して 5 年間登録され、2 回更新可能で最大 15 年間登録される。権利者は有効期間満了前の 6 カ月以内に更新を申請しなければならない。ただし、意匠の有効期間満了後は 6 カ月のグレース・ピリオドを利用できる⁸⁵。

織物意匠出願の維持手数料は、5 年ごとに納付すべき額が 30 米ドルである。

5.9.3. 譲渡⁸⁶および実施権⁸⁷

所有権の譲渡およびライセンス契約が第三者に対する法的効力を得るために登録長官の事務局で登記されなければならない。

所有権の変更記録に必要なものは次に挙げるものが含まれる。

- 譲受人またはライセンサーによる委任状、および
- 譲渡書類の原本または認証謄本、または
- ライセンス契約の原本または認証謄本（署名済）

⁸⁴ 2011 年ガーナ司法部犯罪ベンチブック

⁸⁵ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 10 条

⁸⁶ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 13 条

⁸⁷ 2003 年ガーナ意匠法（法律第 660 号）第 14 条

ライセンス契約の登記では、登録意匠または意匠登録出願に関する各ライセンス契約の写しを登録官に提出しなければならず、登録官はその内容を秘匿として記録し、ライセンス契約の参照を公表する。ライセンス契約は登録官により記録されるまで第三者に対する法的効力がない。意匠については強制実施権に関する規定は存在しない。

6. 商標

6.1. 定義

商標の保護は、ガーナで既に使用中または使用予定にかかわらず、登録によって取得される。

実施細則では、RGD の知財部門内の商標庁での様々な手順に対応する様々な実務事項や措置について定めている。これに含まれる事項は、登録官の出願調査、出願の受理または拒絶、出願の公告、手数料、使用すべき様式、及び様々な他の実務的検討事項などである。実施細則は、費用の裁定や商標登録を希望する者に当該商標の権限の証拠提出を求める権限など、法に記載の様々なその他事項に対応する権限を登録官に付与している。

6.2. 要件

ガーナは 1883 年工業所有権の保護に関するパリ条約（その後の改正を含む）の署名国であり加盟国である。したがって、別のパリ条約国での国内出願の出願日から 6 カ月以内に国際条約の優先権をガーナで主張することができる。

ガーナはマドリッド議定書の署名国もある。ただし、議定書を批准するために実施される国内法は現在までのところ制定されていない。これは国際登録の指定としてガーナを指定することができるが、この指定の権利行使は議定書を批准する国内法の実施がないため不確かである。

法によると、商標は、ある事業／人／会社の商品または役務を他の事業／人／会社の商品または役務から識別することのできる標識または標識の組合せと定義される⁸⁸。

法は、商品および役務に対する伝統的標章および非伝統的標章、ガーナでも周知の国際的な周知標章⁸⁹、容器標章、団体標章⁹⁰の保護について規定を設けている。具体的には、容器標章とは、例えば、固有で特徴的な香水ボトルのように商品を含むボトルを保護する標章であり、当該ボトルは商品用容器として保護することができ、香水の区分(Class)、つまり容器に含まれる商品を包括する区分で保護される。団体標章とは、商品が特定の協会の基準と規則に準拠していることを示すために、協会員により使用される標章である。団体標章の目的は、協会員の商品または役務の品質を他の商品または役務から識別することである。法は、色彩、立体標章などの形状の標章、

⁸⁸ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 1 条

⁸⁹ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 4 条第 5 項(f)

⁹⁰ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 8 条

ホログラム、音の標章の出願を明示的に許可していないが、当該出願は実際には受理される。に
おいの標章、つまり特定の香りやにおいは法的にも実際にも商標としての出願が許可されていな
い。

ガーナでの商標の登録可能性の要件は主に消去法により決定され⁹¹、次に挙げる種類の標章は登
録可能な商標であるとはみなされない。

- a) 非商号
- b) ある企業の商品または役務を別の企業の商品または役務と識別することができない標章
- c) 公序良俗に反してはならない。
- d) 商品または役務の原産地、その性質または特徴に対する特定の言及で公衆または事業集団
を誤認させるおそれがあつてはならない。
- e) 国家、政府間組織、国際条約によって創設された組織により採用される紋章、旗、表章、
名称、名称の略語もしくは頭文字、公的標識、目印が当該国家または組織の権限のある当
局に許可されていない場合、これらと同一またはその模倣であつてはならず、または要素
としてこれらを含んではならない。
- f) 他の企業の同一もしくは類似する商品または役務に付されたガーナにおいて周知の商標
または商号と同一もしくは混同を生じる程に類似し、またはそれを翻訳したものであつて
はならず、または、出願中の商品または役務と同一もしくは類似していない商品または役
務に付された商標がガーナでは周知であるとともに、商標登録されているが、当該商標の
使用が商品または役務と周知商標の所有者との関係を示し、商標の使用により周知商標の
所有者の利益が損なわれるおそれがある。
- g) 既に登録されている別の所有者の商標と同一であつてはならず、同一商品または役務ある
いは密接に関連する商品または役務に付された先行出願または優先日を伴う出願の対象
の商標と同一であつてはならず、または当該商標と非常に類似しているため混同または誤
認させるおそれがあつてはならない。

商標法第5条で取り扱っているのは上述のような登録上のあり得る障壁であり、法定上登録でき
ない標章である。ただし、第5条の運用にもかかわらず、標章が登録される場合には、取消の対
象となる。

⁹¹ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第5条

6.3. 出願を行うことができる者

標章の登録ではガーナの送達宛先を記載しなければならない。当該送達宛先には、商標出願人に代わりガーナで商標出願を代理する権限を付与する⁹²。商標出願人がガーナにいない場合、登録官は送達宛先の詳細を個別に提出するよう要求することができる。例えば、出願ではガーナの法律事務所またはガーナ人出願人自身の名称と道路名住所による宛先を明記しなければならない。商標登録官はガーナ外に所在する企業または法律事務所には連絡を行わず、この点に関して、ガーナの法律事務所のみが出願人に代わって登録出願提出時に送達宛先となり得る。

6.4. 出願方法

商標出願にローマ字以外の単語またはアラビア数字以外の数字が含まれる場合、当該商標は図形標章とみなされる。商標に英語以外の言語の単語が含まれる場合、その翻訳の提出が必須とされる。

出願は、所定の出願様式 TM2 に必要事項を記入して提出しなければならない。ガーナ商標庁は单一区分の出願制度を承認しているため、標章ごとおよび区分ごとに別の出願を提出しなければならない。商品の指定が広範な場合、出願人が登録時に行っている、または行おうとしている標章の使用により、商品の指定が正当化されていると登録官が認めない場合、登録官は出願の受理を拒絶することができる。登録官は当該出願に抵触する標章があるかどうかを判断するための調査も行う。出願要件として出願は次に挙げることを記載しなければならない。

- 出願人の氏名ならびに出願人の道路住所による宛先および国
- 出願人がガーナの司法権外にいる場合、承認された代理人の名称（及びこの場合は必要事項を記入した委任状）
- 放棄申出書（出願人が標章の一部放棄を意図する場合）
- 商標
- 関連対象区分と指定商品および役務、ならびに
- 該当する場合には優先権の詳細

出願様式には出願が通常の商標または証明商標にかかるものかを表示しなければならない。

6.5. 登録までの手続き

登録官は絶対的および相対的拒絶理由に基づき商標出願の審査を行う。

⁹² 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 17 条

その後、登録官は出願の受理を示す審査報告書を発行する。あるいは登録官が必要とみなす場合は補正、変更、条件、制限を課して出願を受理することができ、または、暫定拒絶通知を出すことができる。

登録官が求めることのできる一般的な条件は、指定に含まれる商品または役務の補正である。この目的は、欺瞞または混同を回避するために、商標の使用を出願で指定された特定の商品または役務のみに限定することである。

登録官の課す条件が満たされている場合、受理通知が発行される。審査条件が満たされている場合、登録官は出願日から 15~30 日以内に出願を公告し、公衆からの異議申立てを受け付ける。公告は審査条件の遵守のために重要であり、標章は官報で公告される。

官報で公告された各出願については、公告から 2 カ月以内に第三者が異議を申し立てができる。

出願に対する異議申立てがない場合、または異議申立期間の延長請求がない場合、出願は付与および登録に進み、登録官は相当の時期に公式登録証を発行する。ただし、商標法とその規則では異議申立期間の更なる延長については定めていないが、実際には、登録官が妥当とみなされる期間の延長について裁量権を行使することができる。

6.6. 更新、譲渡、回復

商標登録後、その登録は、登録日から 10 年間有効である⁹³。

登録はその後 10 年ごとに更新することができる。更新日の 3 カ月前から所定の更新手数料を登録官に納付することができる。

譲渡によって所有権の変更をしなければならない場合、法は所有権についての手続きの規定を定めている⁹⁴。譲渡を有効にするためには書面にまとめ登録官に提出しなければならない。その後、譲渡は商標登録官により記録され公告される。

⁹³ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 11 条

⁹⁴ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 15 条

重要なのは、法により変更が無効とされるのは、性質、出所、製造方法、特徴、標章が適用される商品または役務の目的の適性について欺瞞もしくは混同を生じさせるおそれのある所有権の変更である。

登録の更新は、登録商品または役務の区分および／または指定を変更または訂正する機会を提供する。

更新手数料が期限までに納付されない場合、登録は失効し、商標登録簿から削除される。他者による登録出願に関して、失効または削除された標章が商標庁のデータベースに現れるという事実はあるものの、それが第三者の標章の登録の障害とはならない。

登録が失効した場合、商標権者は登録簿への登録回復を行う機会がある。ガーナでは実際には満了した標章を更新するための 2 カ月のグレース・ピリオドが認められており、更新し損ねると、失効した商標の回復申請を提出しなければならない。回復を成功させるために、出願人は登録官の検討のための所定の手数料を添えて更新申請を提出しなければならない。

ガーナの商標登録を維持するには、所有者がガーナで善意に標章を継続使用することも求められる。商標の不使用取消は 5 年以上の期間ガーナで商標を使用していないことを根拠とすることができる⁹⁵。商標を使用していないと、結果として利害関係のある第三者により商標登録簿からの登録を抹消するよう申請されることがある。これについては以下で詳細に述べる（第 6.9.4 節を参照）。

登録商標は担保証書によって担保に入れることができ、権利を判定または確認するために添付することができる。

6.7. 異議申立ての手続き⁹⁶

登録官による審査および承認に続き、商標出願は 2 カ月間産業商標公報に公告／公示され、その期間内に利害関係人は異議申立通知書を提出することができる⁹⁷。異議申立期間は、商標異議申立人による正式な請求があれば、登録官の裁量権で更に 2 カ月間延長することができる⁹⁸。

⁹⁵ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 14 条

⁹⁶ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 6 条

⁹⁷ 1970 年ガーナ商標規則第 15 規則

⁹⁸ 1970 年ガーナ商標規則第 20 規則

商標の異議申立ての手続きは、様式 TM5 に含まれる異議申立通知書と、利害関係人が根拠と考える異議申立理由を含む陳述書とに基づき、ガーナ商標庁に提起され、審理される。商標庁が異議申立通知書を受領すると、登録官は異議申立通知書の写しを商標出願人に送付し、通知書受領後 2 カ月以内に商標出願人は様式 TM6 で反対陳述書を登録官に提出しなければならず、その後、登録官は反対陳述書を商標異議申立人に送付する。

商標出願人の反対陳述書を受領してから 1 カ月以内に、審理の一方の当事者は、法定宣言書により自己が事件の裏付けのために引用を希望する証拠を商標庁に提出することができる。当該証拠を引用する当事者は当該証拠の写しを、他方当事者に送付しなければならない。一方の当事者が他方の当事者から法定宣言書により当該証拠を受領してから 1 カ月以内に、当該当事者は応答において引用を希望する証拠を法定宣言書により登録官に提出することができ、厳密に応答事項に限定される当該証拠の写しを他方当事者に送付しなければならない。

商標出願人が異議申立通知書に応答しないと、出願人は出願を放棄したとみなされる。

両当事者がそれぞれの書類を提出すると、登録官は事件の主張を審理する日を当事者に通知する。通知書の受領から 7 日以内に、出頭を意図する当事者は登録官にその意図を様式 TM7 の審理出頭通知書を提出して通知しなければならない。当該通知書を受領した場合に、登録官に通知しない当事者は審理を希望しないとみなされることがあり、登録官もそれに応じて行動することがある。

訴答の終結後にいずれの当事者も更なる証拠を審理に提出してはならない。ただし、登録官の審理において登録官が適切と考える場合、登録官はいつでも商標出願人または商標異議申立人に許可を与え、登録官が適切と考える証拠を提出させることができる。

6.7.1. 異議申立ての根拠⁹⁹

次の場合は商標を登録してはならない。

- 請求される商品または役務の商標として商号または標識が認知されている場合を除き、商標が公有に属する商号または標識である。
- 次のことができない場合、
 - ある企業の商品または役務を別の企業のまたは識別性のある特徴を欠く商品または役務と識別すること

⁹⁹ 2014 年ガーナ商標（改正）法（法律第 876 号）第 5 条

- 商品または役務、商品の性質を定める形状、商品または技術的に必要な商品パッケージの形状の特徴を示すこと
- 公序良俗に反すること
- 商品または役務の原産地、その種類、品質、用途などの性質または特徴、商品製造もしくは役務提供の時期を特に言及することで公衆または事業集団を誤認させるおそれのあること
- 国家、政府間組織、国際条約によって創設された組織により採用される紋章、旗、表章、名称、名称の略語もしくは頭文字、公的標識、目印が当該国家または組織の権限のある当局に承認されていない場合、これらと同一またはその模倣、または要素としてこれらを含むこと
- 他の企業の同一もしくは類似する商品または役務に付され、その国で周知の商標または商号と同一もしくは混同を生じるほどに類似し、またはそれを翻訳したもの、または出願中の商品または役務と同一もしくは類似していない商品または役務に付された商標が、その国では周知であり、かつ、登録されており、当該商標の使用が商品または役務と周知商標の所有者との関係を示し、商標の使用により周知商標の所有者の利益が損なわれるおそれがある。または、
- 商標が、既に登録されている別の所有者の商標と同一である、または同一商品または役務または密接に関連する商品または役務に付された先行出願または優先日を伴う出願の対象の商標と同一である、または当該商標と非常に類似しているため混同または誤認させるおそれがある。

上述の異議申立ての根拠に関する商標庁の判決には不服を申し立てすることができ、その後、ガーナ高等裁判所により審理される。

6.8. 登録手続後

6.8.1. 所有者の権利¹⁰⁰

登録商標の所有者は、第三者の侵害に対して、ガーナ高等裁判所に侵害訴訟を提起することで措置を講じる権利がある。商標権者自らが商標権侵害訴訟を提起することを選択しない状況においては、登録使用者として指名されているライセンシーが自ら訴訟を提起することができる。

¹⁰⁰ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第9条

6.8.2. 商標侵害の理由

商標権者の権利の侵害は、商標権者（または登録使用者）以外の人が承諾を得ずに登録商標を使用するおよび／または侵害を生じさせる行為を行う場合である。

何人も、商標登録された商品または役務に関連する商標を所有者の承諾を得ずに使用することにより故意に登録商標の所有者の権利を侵害してはならない。人が商標権者の承諾を得ずに商品または役務の商標を使用することで故意に商標権者の権利を侵害する場合、その人は違法行為をなし、陪審によらない有罪判決により 250 罰金単位以下の罰金もしくは 1 年以下の懲役に処せられ、またはこれらを併科される。

商標権者の権利は、他の救済に加え、公衆の混同を惹起せしめるような商標権者以外の人による登録商標に類似する標識の使用ならびに指定商品または役務に類似する商品または役務に関連する使用に及ぶ。商標権者以外の者が商標登録の対象である同一の商品または役務に関連する同一の標識を使用する状況においては混同のおそれがあると推定される。

周知商標もガーナ商標法により認められている。周知商標の所有者はその不正使用について商標侵害訴訟を提起する権利を有する。他の企業の同一または類似の商品または役務に付されたガーナにおいて周知の商標または商号と同一もしくは混同を生じるほどに類似し、またはそれを翻訳したものである場合、あるいは出願中の商品または役務と同一もしくは類似していない商品または役務に付された商標がガーナでは周知であり、かつ、登録されており、当該商標の使用が商品または役務と周知商標の所有者との関係を示し、商標の使用により周知商標の所有者の利益が損なわれるおそれがある場合、標章は周知標章を侵害していると言われる。

商標侵害の防衛の一つとして、登録商標の所有者の権利は、承諾の上で商標権者によりいずれかの国で利用可能とされた物品に関する行為には及ばないことがある。

商標が登録されていない状況における詐称通用の不法行為は、非登録商標による権利行使で頼ることができ、当該非登録商標の所有権を請求しない人による当該非登録商標の不正使用を除外することができるであろう。

登録商標を侵害する者に対して、ガーナ高等裁判所は商標侵害訴訟の勝訴当事者に損害を認め、費用について好ましい命令を出すことができる。

6.9. 無効、更正、抹消の手続き¹⁰¹

登録商標が商標法の要件を遵守していない場合、登録商標が登録後に所定期間使用されなかった場合、または商標がその後、登録された商品または役務に関する取引で普通名称化した場合、ガーナ高等裁判所は登録商標を無効にすることができる。

6.9.1. 無効の手続き

商標無効申請は様式 TM 20 によりガーナ高等裁判所に提出する。

無効申請の対象である登録商標に登録されているライセンシーは手続きに参加できる。

ガーナ高等裁判所は、登録商標が第 1 条に含まれる商標の意義または第 4 条に含まれる商標登録出願の要件のいずれかを遵守していないことが無効請求人により証明される場合、商標登録を無効にしなければならない。

ガーナ高等裁判所は、商標権者側の行為または不作為により商標が商標登録上の商品または役務の取引で普通名称となっている場合、商標の商標登録を無効にすることができる。

6.9.2. 団体商標の無効

ガーナ高等裁判所は、無効請求人が次に挙げることを証明する場合、団体商標の登録を無効にしなければならない。

- 他の企業を排除して、登録権者のみが商標を使用している。
- 登録権者が団体商標の規則に反して、商標の使用を許可している。または
- 登録権者が、関係する商品または役務の出所またはその他共通する特徴について事業団体または公衆を誤認させるおそれのあるような方法で、商標を使用または商標の使用を許可している。

¹⁰¹ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 20 条

6.9.3. 商標登録簿の訂正¹⁰²

登録簿への不記載、脱落、記入不備、または誤って残された記入を不服と思う者は、追記、削除、修正するために登録官に申請することができる。このような訂正申請は、商標登録の有効性に影響を及ぼす事項について行うことはできない。

訂正申請は様式 TM 20 により、ガーナ商標庁に提出する。登録官に対して訂正申請を行う場合、登録官は、登録官の下での手続中のいずれかの段階でも、ガーナ高等裁判所に申請を移管することができる。

訂正申請の対象である商標登録にライセンシーが登録されている場合、ライセンシーは手続きに参加できる。

登録商標の登録、譲渡、移転において詐欺が認められる場合、登録官はガーナ高等裁判所に訂正を申請することがある。

6.9.4. 不使用による商標取消¹⁰³

商標におけるまたはこれに対する権利を保全するためにはガーナにおける商標の使用が求められる。

不使用による取消申請は様式 TM 20 によりガーナ商標庁に提出する。登録官に取消申請を行う場合、登録官は登録官の下での手続中のいずれかの段階でも、ガーナ高等裁判所に申請を移管することができる。不使用による取消事由が登録官の下で審理される場合、その命令または決定について、ガーナ高等裁判所に上訴することができる。

取消申請の対象である商標登録にライセンシーが登録されている場合、商標権者に加え、ライセンシーは利害関係者が起こした取消手続きに当事者として参加することができる。

利害関係人は、登録商標について、指定商品または役務のいずれかで商標権者またはライセンシーにより、取消申請より 1 カ月前までに継続して 5 年以上使用されていなかったことに基づき、全部または一部の登録商標の取消を請求する権利がある。

¹⁰² 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 20 条

¹⁰³ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 14 条

商標権者が特別な事情により商標の使用が妨げられたこと、及び商品または役務に関する商標を放棄する意図はなかったことを示すことができる場合、商標を登録簿から抹消してはならない。

商標権者は、登録商標の指定商品または役務に関する商標の有効かつ継続使用の責務を負う。使用中の商標が不使用に基づく取消の対象である登録商標と同じ識別性のある要素を含むことを示すことができれば、審理を行うガーナ高等裁判所または登録官である司法当局により、別の商標による使用を承認することができる。

不使用に基づく取消の申請者は、登録商標の指定商品または役務のいずれかについて商標が商標権者またはライセンシーにより継続して5年以上使用されていないことについて、優越的蓋然性をもって証明しなければならない。

登録商標の登録使用者としてライセンシーが登録されている商標に関する不使用取消申請に抗弁する際に、商標権者はライセンシーによる使用に依拠することができる。

6.10. 取引表示および詐欺的商標

ガーナ商標法には、偽造商標とは次に挙げる者により偽造された商標または標章であると規定している。

- ・ 商標権者の承諾を得ずに誤認のおそれがあるほどに当該商標に酷似する商標または標章を作成する者、または
- ・ 変更、追加、消去、その他の方法により真正の商標を偽造する者¹⁰⁴

問題の商標の偽造で告発された当事者は、登録商標権者の承諾の立証責任を負う¹⁰⁵。

更に、商標権者以外の者が次に挙げることを行うことは犯罪である。

- ・ 虚偽の取引表示を商品に用いること
- ・ 誤認のおそれがあるほどに、ある商標に酷似する商標または標章を商品に虚偽使用すること
- ・ 商標を偽造すること
- ・ 商標を偽造するために物品または道具を使用すること
- ・ 商標を偽造するために物品を所有すること

¹⁰⁴ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第25条

¹⁰⁵ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第25条第2項

- これらの行為によって、標章侵害を生じさせること¹⁰⁶

上述の犯罪行為で告発された者は、犯罪とされる行為に基づき、詐取の意図がなかったことを証明する必要がある。

更に、上述の犯罪行為で告発された者は次に挙げることを証明することができる。

- 商標を作成するための物品または道具の製造に従事しており、標章または表示を商品に使用したが、商品の売上による利潤もしくは歩合について商品に利害関係を有するものではなかった。
- 告発された犯罪を犯さないように合理的な予防措置を講じていた。
- 犯罪を実行したとされる時点において、従業員として商標、標章、取引表示の真正を疑う理由がなかった。
- 告発された犯罪に対する抗弁として、代理として行った商標、標章、表示の使用に係る者に対する関連情報を警官に提供した¹⁰⁷。

商標権者以外の者が次に挙げる商品または物を販売すること、もしくは販売のためにあるいは取引または製造目的で展示または所有することは犯罪である。

- 偽造商標または虚偽の取引表示を用いた商品または物、または
- 誤認のおそれがあるほどにある商標に酷似する商標または標章を用いた商品または物¹⁰⁸

上述の犯罪で告発された者は、犯罪とされる行為が善意でなされたこと、または告発された犯罪を行わないよう合理的な予防措置を講じていたため、犯罪を実行したとされる時点において商標、標章、取引表示の真正を疑う理由がなかったこと、ならびに警察による要求もしくは警察に代わり犯罪に対する上訴として食品または物の入手先である人について求められた情報を提供したことによりこれを証明することができる¹⁰⁹。

¹⁰⁶ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第26条

¹⁰⁷ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第27条

¹⁰⁸ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第26条第2項

¹⁰⁹ 2004年ガーナ商標法（法律第664号）第27条第3項

第 26 条第 1 項および第 2 項の規定に違反する者は、陪審によらない有罪判決により 500 罰金単位以下の罰金もしくは 2 年以下の懲役に処せられ、またはこれらを併科される。第 26 条に基づき犯罪で有罪とされる場合、犯罪を行う際に用いるまたはこれに関する何らかの種類の商品や物は、ガーナ高等裁判所の裁量権での差押えを免れない¹¹⁰。

本人または他人の利益目的で、または、意図的に他人に損失を発生させ、登録商標権者の承諾なしに次に挙げることを行うことは犯罪である。

- 登録商標と同一または誤解されるおそれのある標識または標章を以下に次のものに使用すること、または使用する意図をもって商品を所有すること
 - 商品または商品の包装
 - 商品のラベル表示用
 - 商品の広告宣伝用、または
 - 商品関連の業務書類
- 販売、販売提供または展示、貸借、配布の意図を持って、または取引目的で登録商標と同一または誤認されるおそれのある標識または標章を付した商品を所有すること
- 登録商標と同一または誤認または誤解されるようにデザインされている商品を製造すること、または
- 商品、商品のラベル表示または包装の製造、商品関連の業務書類として、または商品の広告宣伝用に物品が使用される、使用されてきた、または使用されるであろうことを知りながら、またはそう信じる理由を持ちながら業務上物品を所有、保管、管理すること¹¹¹

改正された第 26 条第 5 項に違反する者は、陪審によらない有罪判決により 2,500 罰金単位以上 7,000 罰金単位以下の罰金もしくは 5 年以上 15 年以下の懲役に処せられ、またはこれらを併科される。

上述のやり方で登録商標を侵害する者について、第 26 条第 5 項の違反に該当する刑事制裁措置に加え、ガーナ高等裁判所は勝訴当事者に損害を認め、費用について好ましい命令を出すことができる。

¹¹⁰ 2004 年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 26 条第 3 項および第 4 項

¹¹¹ 2014 年ガーナ商標（改正）法（法律第 876 号）第 9 条

6.11. 使用権

商標権者は商標登録により得た権利を第三者に許可することができる。

第三者に対し使用権を有効にするためには、これを商標登録で登録しなければならない¹¹²。登録申請には次に挙げることを含まなければならない。

- ライセンサーによる委任状（署名済）、および
- 両当事者が署名したライセンス契約（または認証謄本）

¹¹² 2004年ガーナ商標法（法律第 664 号）第 16 条

7. 著作権

7.1. はじめに

ガーナの著作権法は 2005 年法律第 690 号著作権法により規律され規制されており、2009 年法律第 788 号著作権（改正）法および 2010 年著作権規則（以下「法律」という。）により改正されている。法律は、著者として名前が表示されている者には著作権または各種著作物に対し存在する関連する権利を付与することを定めている。著者はその著作物に関連する様々な行為を実施、禁止、許可する排他的権利を享受し、その著作物に対する人格的権利および経済的権利の最初の所有者とされる。

いざれかの保護された著作物の著者は、当該著作物について次に挙げることを行う、または許可する排他的経済的権利を有する。

- いざれかの方法または形態での著作物の再生
- 著作物の翻訳、翻案、編曲、その他の変形
- 公衆に対する著作物の公演、放送、伝達
- 最初の販売またはその他最初の所有権の移転による著作物の原著作物または再生生物の公衆に対する配布
- 著作物の原著作物または再生生物の公衆に対する商業的貸与¹¹³

著作物の著者は、経済的権利から独立して、経済的権利の移転後でも、次に挙げることに対し独立的な人格的権利を有する。

- 著作物の著作者であると名乗ること、特に著作物においてまたはこれに対し著者が経済的権利を有する場合に当該著作物に関連して行為がなされるときに著者の名前または変名の言及を要求すること、および
- 行為が著者の名声を害することになるまたは害する場合、あるいは行為により著作物の評判が落とされる場合、著作物の歪曲、切除、その他改変に反対すること、およびこれに関係する救済を求めるこ¹¹⁴

7.2. 著作権保護の資格要件

著作物が著作権保護を受けることができるのは次の場合である。

¹¹³ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 5 条

¹¹⁴ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 6 条

- 著者の独力の成果として特徴が独創的である。
- 現時点でき知られているまたは後に開発される明確な表現手段に固定されている結果、著作物が直接または機械または装置の助けを借りて知覚、再生、あるいは伝達可能になること。および
- 著作物が
 - ガーナの民間人または通常の住居者により創作されている。
 - ガーナで最初に公開され、ガーナ外で最初に公開された著作物の場合はガーナ外での公開後 30 日以内にガーナ内で公開される。または
 - 國際条約に基づきガーナが保護を付与する義務がある著作物¹¹⁵

著作権が存在するために著作物が満たさなければならない最低限必要な芸術性要件は存在せず、著者が著作物を創作した目的は著作権保護の資格に影響を及ぼさない¹¹⁶。

著作権保護はアイデア、概念、手順、方法、またはその他同様の性質のものには及ぼない¹¹⁷。

7.3. 著作権保護を受けることができる著作物の種類

次に挙げる著作物の著者、共著者、共同著者は、当該著作物に付与される著作権およびその保護を受けることができる。

- 言語の著作物
- 美術の著作物
- 音楽の著作物
- 録音物
- 視聴覚的著作物
- 舞踊の著作物
- 二次的著作物
- コンピューター・ソフトウェアまたはプログラム
- ガーナ国民または特定の国際機関に代わりまたは信託され大統領の指揮または監督によりまたはこの下で作成された著作物、および
- フォーカロアの表現¹¹⁸

¹¹⁵ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 1 条第 2 項

¹¹⁶ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 1 条第 3 項

¹¹⁷ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 2 条

¹¹⁸ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 1 条第 1 項

7.4. 著作権の期間

原則として、法律に別段の定めがない限り、著作物は著者の生存の間およびその死後 70 年の間保護される¹¹⁹。特定の種類の著作物に対する保護期間は次のように定められる。

- 視聴覚的著作物 - このような著作物に付与される著作権保護期間は著作物の作成日から 70 年満了までとされ、あるいは著作物が著者の承諾を経て当該期間中に公衆に利用可能とされる場合、著作物が作成された日、最初に公衆に利用可能とされた日、または最初に公開された日のいずれか遅い日から 70 年の満了までとされる¹²⁰。
- 録音物 - このような著作物に付与される著作権保護期間は、録音物の公開から、公開された年から 70 年満了までとされ、あるいは録音物が固定されてから録音物が公開されていない場合は固定の年から 70 年満了までとされる¹²¹。
- フォーカロアの表現 - このような著作物に付与される著作権保護期間は永久に存在する¹²²。
- 人格的権利 - 著者の人格的権利に付与される保護期間は永久に存在し、著者の生存の間は著者により行使可能とされ、著者の死後は、著者に属する経済的権利が著者または著者の承継人に属するか否かにかかわらず、著者の承継人により行使可能とされる¹²³。
- 共同著作者 - 著作物が共同作成される場合、著者の権利は最後に生存する著者の生存の間およびその死後 70 年の間保護される¹²⁴。
- 法人 - 著作物が公益法人またはその他法人により所有される場合、保護期間は著作物が作成された日または最初に公開された日のいずれか遅い日から 70 年とされる¹²⁵。
- 無名および変名の著作物 - このような著作物に付与される著作権保護期間は、著作物が公衆に利用可能とされた日または最初に公開された日のいずれか遅い日から 70 年満了までとされるが、当該期間満了前に著者の正体が公知または疑いないものになる場合、著者の権利は著者の生涯の間およびその死後 70 年の間保護される¹²⁶。

¹¹⁹ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 12 条

¹²⁰ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 15 条

¹²¹ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 16 条

¹²² 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 17 条

¹²³ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 18 条

¹²⁴ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 12 条第 2 項

¹²⁵ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 13 条

¹²⁶ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 14 条

また、法律は、演技者にとって排他的に利用可能な行為の他、演技者の演技の不正放送、伝達、固定に対し、特定の権利も演技者に付与している。さらに、演技者は、正規の著作権法の下で付与される人格的権利とほぼ同じ人格的権利を付与される。法律は、さらに演技、固定、放送上で演技者に付与される保護期間を次のように定めている¹²⁷。

- 演技 - このような著作物に付与される著作権保護期間は、当該演技が物理的媒体に最初に固定されるときの暦年の終わりから、あるいはこれが行われなかつた場合は演技が行われた暦年の終わりから 70 年とされる¹²⁸。

7.5. 著作権の所有権

法律上基本的な立場は、著作物の著者が著作物の著作権およびその他権利の最初の所有者であるとみなされることである。ただし、この立場には現時点での例外が存在する。これには次に挙げる例外が含まれる。

- 雇用された著者 - 反する契約が不在の場合、著作物の経済的権利は雇用主、または雇用または委託の過程で雇用または委託された著者が創作した著作物を委託する人に帰属する¹²⁹。
- 公益の著作物 - 大統領が著作物に関する受託者として選任された次の著作物については、経済的または人格的権利は人に帰属しない。
 - 法令
 - ガーナの司法運営のために法令に基づき設立された裁判所または審判所が下した決定
 - 政府またはいずれかの政府機関により選任された審議会が作成し、政府が発行する報告書、および
 - ニュースが民間メディアにより発信される場合を除き、書面や放送で公開されるか、他の手段によって公衆に伝達されるかどうかにかかわらず、ニュース、つまり新着イベントや現在情報についてメディアが作成する報告¹³⁰

7.6. 著作権侵害の形態

法律は、不正かつ著者の権利の侵害と考えられる複数の行為を次のように定めている。

¹²⁷ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 28 条

¹²⁸ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 29 条

¹²⁹ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 7 条

¹³⁰ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 8 条

- ・ 所有者の経済的権利、著作物の著者的人格的権利、演技者の権利、放送事業者の権利に反する行為を行うことは、著作権または関連する権利の侵害にあたり、権利所有者は次のように民事訴訟で救済を求めることができる¹³¹。

さらに、次に挙げる者は、

- ・ 私的に使用する場合を除き、著作物を再生、複製、抽出、模倣、または国内に輸入する者
- ・ 私的に使用する場合を除き、著作物を再生、複製、抽出、模倣、または国内に輸入させる者
- ・ 販売またはその他手段により著作物を配布する、許可する、または国内に配布させる者
- ・ 公衆に著作物を展示する、許可する、または展示させる者
- ・ 電子権管理情報を削除または変更する者
- ・ 電子権管理情報が権限なしに削除または変更されたことを知りながら著作物、演技、固定された演技または録音物の複写を公衆に対し配布、配布するために輸入、放送、伝達、利用可能にする者、または
- ・ 電子権管理情報を削除、変更、追加するようにデザインまたは構成された装置、製品、構成部品を製造、輸入、配布、輸出、販売、貸借、商業目的で所有、公衆に申出、広告宣伝、伝達または提供する者、または
- ・ 権利者が保護された著作物に使用する技術的保護措置を回避する者、または
- ・ 当該措置を回避するためにデザインされ、構成され、または売り込まれる装置、構成部品、サービス、その他手段を、権限を得ずに製造、輸入、配布、輸出、販売、貸借、商業目的で所有、公衆に申出、広告宣伝、伝達、または提供する者、または
- ・ 著作物を公衆に貸借または無料で貸す者

行為を行う者が、当該行為は、権利が保護された人または権利が保護された人の代理人のライセンスまたは承諾を得なければ、著作権または関連する保護された権利の侵害を誘発する、可能にする、促進する、隠ぺいすることを知っている、または知るに足る相当の理由を有している場合、保護された権利を侵害しており、刑罰に値する犯罪を犯しているとされる¹³²。

¹³¹ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第41条

¹³² 2005年法律第690号ガーナ著作権法第42条

ガーナでは、次に挙げるものの複製を販売、販売または配布のための申出または展示をしてはならない。

- ガーナ国内外で作成される民族の著作物、または
- ガーナ民俗伝承局の書面による承認を得ずにガーナ国外で作成される民族の翻訳、翻案、編曲、これを行った場合は犯罪の責めを負う¹³³。

7.7. 著作権の許諾使用

法律は、次に挙げる状況においては、所有者の承認を得ずに、著者の権利を侵害することなく、特定の著作物の使用が許可されなければならないと定めている。

- 文学または美術の著作物関連
 - 著作物が公表されている場合、個人による占有的私的使用のための著作物の再生、翻訳、翻案、編曲、その他改作。この許諾使用は、建築の著作物の再生、本または記譜法の全部または重要部分の複写の形態、デジタルデータベースおよびコンピューター・プログラムの全部または重要部分の複写の形態には及ばない¹³⁴。
 - 公衆の利用に供される著作物からの論評要約形態での新聞または同様の定期刊行物の記事からの引用であって出所表示と著者の名前が含まれる場合。この許諾使用は公正な慣行の原則に従わなければならず、そのような許諾使用が、引用が必要な著作物で必要とされるものを正当化するものであってはならない¹³⁵。
 - 著作物が公表されている場合、教育目的のための、刊行物のイラストによる著作物の使用、必要とされる以上の録音または録画の放送、または、教育目的の著作物の伝達、教育機関で使用するための放送、または職業訓練または公教育のための著作物の活用¹³⁶
 - 一つまたは複数の新聞、同様の定期刊行物、放送で公開された現在の経済的、政治的、宗教的问题の記事であって、その複製に出所が含まれ、最初の公開または作成時に使用前の承諾を要する明示条件が含まれていなかった場合。この種の許諾使用は公平な慣行に則していなければならず、使用著作物の出所および著者名が含まれていること¹³⁷。

¹³³ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第44条

¹³⁴ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(a)

¹³⁵ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(b)

¹³⁶ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(c)

¹³⁷ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(d)

- 公衆に伝えることを目的として使用される場合、新着イベントまたは新情報の報告過程で見た、または聞いた著作物を、写真の著作物、視聴覚的著作物、またはその他手段により再生または公衆に利用可能とすること¹³⁸。
- 芸術または建築の著作物の再生であって、公共の場に永久に配置されるまたは映画またはテレビの視聴覚的著作物またはテレビによる放送および公衆への伝達において背景または偶発的表示によってのみ使用される場合¹³⁹
- 使用が専ら新着イベントまたは新情報の報告を目的とする場合、公開で行われた政治上の演説、法的手続中に公開で行われた演説、または公開で行われた同種の著作物について、メディアでの再生または公衆に対する伝達。使用は特定の状況で必要とされるものに限られる¹⁴⁰。
- 複写または翻案されたコンピューター・プログラムに関連し、コンピューター・プログラムの著作権所有者によるコンピューター・プログラムの一回の複写での複製または翻案が侵害ではない場合、
 - コンピューターでのコンピューター・プログラムの使用が、当該コンピューター・プログラムを取得した目的のためおよびその範囲で行われ、保存を目的とし、合法的に所有した当該コンピューター・プログラムの複製物との取り替えであること。複製または翻案の継続所有が不法となる場合、コンピューター・プログラムは破壊されなければならない¹⁴¹。
- 営利活動をしない図書館または公文書館は、複製する著作物が発表された記事、その他短い著作物、または著作物の抽出であり、個人の要望を満たすための場合、写真複製により著作物の複製を一つ作成することができる。図書館は、研究、学問、または私的研究のためのみに、あるいは写しを取ること、あるいは同様の図書館または公文書館の常設コレクションでの紛失、破損または使用不可能なものを保存または取り替えるために写しを取ることを許可する集団ライセンスがなく、相応な条件で写しを取得することができない状況においてのみに、複製が使用されることを確認しなければならない¹⁴²。

¹³⁸ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(e)

¹³⁹ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(f)

¹⁴⁰ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第19条第1項(g)

¹⁴¹ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第20条

¹⁴² 2005年法律第690号ガーナ著作権法第21条

- ニュース放送、新着イベント、または新情報の報告において著作物が偶然または偶発的に含まれる場合、侵害は発生せず、人の肖像の公表は、著者あるいは一般に科学的、教育的、文化的目的または公然に発生する事実またはイベントに関連する肖像に利害を有する他の人の権利の侵害とはならない¹⁴³。
- 一過性の記録物に関する侵害は存在しない。
 - 著作物が放送である場合、例外的なドキュメンタリー特性の放送を除き、制作後6カ月で複写を破棄するという条件で、放送局は自らの設備で自らの使用のために放送を録音することができる¹⁴⁴。
- 録音物の制作について
 - 録音物の音楽の著作物または類似する翻案の複製が小売販売を目的としてガーナで過去に作成または輸入されたことがあり、当該複製が著作権所有者または承認された集中管理団体のライセンスを経て作成されたまたはこれにより輸入された場合、著作権所有者または承認された集中管理団体に通知することで録音物の製造者、製作者、製作会社は音楽の著作物または類似する翻案を複製することができる。著作権所有者または承認された集中管理団体により録音物の複製ごとにロイヤルティを自動的に納付することを条件とする¹⁴⁵。

7.8. 著作権の移転および関連する正式手続き

著作権の所有者は、その経済的権利の全部または一部を他の人に移転することができる。一方、人格的権利はその性質上移転することができない¹⁴⁶。

既存または今後の著作物に関する著作権は、譲渡、遺贈、法の適用により移転することができる¹⁴⁷。譲渡を行う場合、著作権所有者または所有者に代わり承認された者が書面で行い、署名をしなければならない¹⁴⁸。

¹⁴³ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第22条

¹⁴⁴ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第23条

¹⁴⁵ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第24条

¹⁴⁶ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第9条第1項

¹⁴⁷ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第9条第9項と合わせて解釈される第9条第3項

¹⁴⁸ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第9条第4項

著作権により保護される行為に該当する行為を行うライセンスは、口頭、書面によるもの、または行動から推論してもよい¹⁴⁹。

著作権が共同著作の対象である場合、著作物に関する譲渡またはライセンスは共同著作者の許可を条件としなければならない¹⁵⁰。共同著者が承諾を差し控える場合、この問題は譲渡またはライセンスについて承諾を付与すべきかどうかを判断するために著作権管理者に報告されなければならない。これに関する著作権管理者の決定を高等裁判所で再審理することができる¹⁵¹。

7.9. ベルヌ条約に関する著作権保護との関係性

ガーナは、ベルヌ条約加盟国である。ベルヌ条約は、著作権の保護について一定の最低基準を設けるよう加盟国に義務付けることを目的としている。ガーナは世界貿易機関（WTO）協定および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）も批准している。後者の協定に基づく義務について、ガーナは、他の加盟国で発生する著作物に対しガーナの著作物と同一の保護を与えなければならない。これは内国民待遇の原則と呼ばれている。

¹⁴⁹ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 9 条第 5 項

¹⁵⁰ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 9 条第 6 項

¹⁵¹ 2005 年法律第 690 号ガーナ著作権法第 9 条第 7 項

8. 税関による知的財産の執行

8.1. 適用される法律

ガーナでは、模倣品対策のために明確に制定された特定の法律は存在しないが、模倣品に効率的に対応することを確保するために、並行使用される法律がガーナに存在する。次の法律がこれにあたる。

- 2015 年関税法（法律第 891 号）
- 2005 年著作権法（法律第 690 号）
- 2004 年商標法（法律第 664 号）
- 2014 年商標（改正）法（法律第 876 号）
- 知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定（TRIPS）
- 2003 年特許法（法律第 657 号）
- 2003 年意匠法（法律第 660 号）

これら法律は、商標および著作権に関する知的財産権を定める様々な法制を含んでいる。関税法において輸入可能および不可能なもの、知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定における各国間の協約が含まれる。

8.2. 差止対象の模倣品

差止の対象となる特定の種類の物品は存在しない。知的財産権の範囲に該当し、性質上模倣品と推定される商標、特許、意匠、著作権を含む物品はすべて検査のために止めることができる。

8.3. 税関における知的財産権の登録制度

ガーナには正式な税関登録制度は存在しない、つまり模倣品が現地市場に入るのを防止する手段として、税関で登録商標がリスト化されている。しなしながら、ガーナ歳入当局の関税部門にアプローチして、保護されているブランドを非公式に捜してもらい、知的財産保有者またはその代理人に通知するように促すことができる。その後、税関長により注意通知が制定される。これが、非公式登録制度として知られているものである。

ガーナにおいて、知的財産所有者はその商標を登録長官部の商標庁に登録し、関連書類を税関部門に提出することが賢明である。税関への提出には、製品の見本を含めなければならない。医薬品および食品についても権利者は食品医薬品局ならびにガーナ基準局に登録することが賢明である。

8.4. 税関による手続きおよび国境管理運用の実態

税関職員は国境で積荷を止めて点検を行い、検査および押収（レイド）を行い、模倣品または海賊版を押収することができ、税関職員は侵害商品の所有者を逮捕する権限を付与されている。

税関職員が侵害標章を付した疑わしい商品に遭遇すると、職員は知的財産権者またはその代理人に警告を発する。当該商品が知的財産権者の知的財産を侵害しているとの確認を受けると、税関職員は当該商品を留置し、当該商品が模倣品であり留置の必要があることを輸入者に知らせる。

適正な入国港に送達される書簡で税関部門は直ちに通知を受け、当該港は関連文書の提出後 3～5 日で当該事項に対応する。

商品が模倣品であることを輸入者が認める場合、当該商品は破棄され、その後、この事案は終了する。ただし、商品が模倣品であることを輸入者が否認する場合、知的財産権者は商標権侵害の訴訟を提起する必要がある。

商品が留置され模倣品とみなされると、手数料を納付する必要はないが、税関部門長は、知的財産権者または情報提供者による保証金の納付が必要かどうかを単独で決めることができる。この決定は押収される商品の額に応じてなされる。

統計上、知的財産権者は刑事訴訟ではなく、民事訴訟で知的財産の権利行使および保護に成功することが多い。刑事ルートは面倒であるとともに、知的財産権者は、裁判所で滞った事案のバックログに直面することが一般的である。民事訴訟では、知的財産権保有者がより積極的に関与し、先攻的役割を務めることができる。民事訴訟の成功率は、提示した証拠の有力性次第であり、ケースバイケースである。

9. ガーナ 基準委員会

ガーナ基準委員会（GSB : Ghana Standards Board）は通商産業省内で 1973 年規格機構法およびその後の 1992 年ラベル表示規則改正に基づき運営されている。GSB はすべての製造品および輸入品が遵守しなければならない基準を策定し交付している。GSB はさらに国内に入るすべての製品がその基準を遵守していることを保証する責務を負っている。GSB 仕向地検査部（DID : Destination Inspection Department）および GSB の市場監視グループが監視を行い、ガーナ全住民の保護に関する委員の権限を行使する。GSB は検査、試験、監視活動において、税関、食品医薬委員会、その他規制機関と積極的に協力する。

権利者が、模倣品の積荷とその入国地点についての特定知識を有している場合、利害関係人は DID と税関に連絡した方がよい。DID は警察の対応が可能となるまで、関与した個人を逮捕し、留置する権限を有する。GSB と税関に共に連絡することにより、利害関係人は一方が他方を確認することに活用することができ、より広範な対応が保証される。

GSB は、GSB が認証していない商品ならびに GSB の設定基準を満たしていない製品の販売および配布を禁止することができる。GSB は、GSB の機能を推進するために活動している国際または国内組織が GSB の協力を求める限り、当該組織と協力する義務を負う。

10. 警察による知的財産の執行および刑事上の知的財産の救済

10.1. 適用される法律

ガーナには警察による知的財産の執行のための法律が存在し、これにより首尾よく模倣品を押収し、告発が事実上可能となり、侵害商品が破棄されることが保証される。次の法律がこれにあたる。

- 1960 年刑事犯罪法（法律第 29 号）
- 1960 年刑事訴訟法（法律第 30 号）
- 2003 年特許法（法律第 657 号）
- 2005 年著作権法（法律第 690 号）
- 2003 年意匠法（法律第 660 号）
- 2000 年不正競争防止法（法律第 589 号）
- 2004 年商標法（法律第 664 号）
- 2014 年商標（改正）法（法律第 876 号）
- 1970 年商標規則（政令集第 667 号）
- 2003 年地理的表示法（法律第 659 号）
- 2004 年集積回路の配置設計（回路配置）法（法律第 667 号）

10.2. 差止対象の模倣品

以下に記載の刑事犯罪法第 161 条によると、差止の対象となる特定の種類の商品は存在しない。

商標等の偽造

商標を偽造するまたは模倣する者、商品販売において、これに関する、またはこれに関連して使用される商品またはいずれかのものに偽造または模倣された商標の印をつける者、またはそのように印付けられた商品またはものを販売するまたは販売を申し出る者、またはそのように印付けられた商品またはもの、あるいは商標の偽造または模倣のためまたはそれを付した商品またはもののために準備または考案された材料または手段を所有、保管、管理する者が、合法的に商標の印がつけられたまたは商標を表す性質の商品を不正に詐称通用させる、または他の人により不正に詐称通用させることを意図する場合、軽罪を犯していることになる¹⁵²。

抗マラリア薬、アレルギー用薬品、漢方およびインフルエンザの薬、粉ミルク、DVD プレーヤー、パソコン音楽プレーヤー、ゲームコンソール、缶詰類、ソフトウェア、家電品、自動車および

¹⁵² 1960 年刑事犯罪法、刑法（法律第 29 号）第 161 条

航空機部品、化粧品、DVD および CD、一般電化製品等の商品は、刑事犯罪法第 161 条における模倣の疑いがある場合に点検のために止められる典型的な商品である。

10.3. レイド手続き

検査および押収（レイド）を行うためには、まず知的財産権者が、登録掲載商品（官報で公表され登録手続済）を有していることが重要である。ガーナ警察の刑事捜査部（CID : Criminal Investigation Department）の商業犯罪班（CCU : Commercial Crime Unit）は、知的財産の違反を含む商業犯罪を捜査する任命を受けている。知的財産権侵害の捜査を実施するには、CID 部長に請願（提訴）を行わなければならない。捜査の実施後に CID は請願に基づき報告を提供する。知的財産権者および／またはその代理人が報告を受理した後に、逮捕できるのは警察のみであるため、CID の人員に対し、詳細な戦略および可能な今後の手続きについて、知的財産権の代理人と協力するよう請求を行うことができる。これは正規の訴状とみなされる。これらがすべて（請願書の提出、捜査の実施、報告、詳細な戦略の請求による正規の訴状）伴うと、捜査または監視（容疑の家屋およびその周辺のより詳しい捜査）が警察により実施され、必要な場合は、捜索および押収（レイド）が実施される。加害者は逮捕されるであろう。

CID は加害者を逮捕し告発する権限を有するが、事件の実体に基づく最終判断がなされるまで商品を破棄することはできず、裁判所の命令で侵害商品の破棄が許可される。レイド後に加害者は正式に告発され、保釈申請を許可され、裁判日が設定され、訴追が行われる。最終命令が下されると裁判所の認定に従い違反商品を破棄するか、または、解放して、加害者に返却することができる。

10.4. 刑事訴訟手続き

裁判所における知的財産侵害訴訟は数が少なく、成功した当事者は事件の有力な裏付証拠を提示している。先に指摘したとおり、知的財産権者は、刑事上ではなく民事上で知的財産の権利行使および保護に成功することが多い。刑事ルートは面倒であり、知的財産権者は、裁判所に滞った約 2 年分の案件の滞貨に直面することが一般的である。

10.5. 刑事罰

商標、著作権、特許、意匠を含むすべての知的財産権、フォークロアの表現に関連するものも含めて、保護された権利を侵害する者は違法行為をなしており、陪審によらない有罪判決により 500 罰金単位以上 1,000 罰金単位以下（犯罪がフォークロアの表現に関連する場合は 150 罰金単位）

の罰金もしくは 3 年以下の懲役に処せられ、またはこれらを併科される。犯罪が継続する場合、犯罪継続中の一日ごとに 25 罰金単位以上 100 罰金単位以下の更なる罰金（フォークロアの表現に関連する犯罪には該当しない）に処せられる。

ガーナ高等裁判所は、犯罪により生じた金額を、それを受けた権利のある人に支払い、再現、複製、抽出、模倣、侵害行為に関与するその他材料が差押、破棄されるよう命令することができる。

合名会社以外の法人により犯罪が行われる場合、当該法人の取締役または事務員それが犯罪を行ったとみなされ、提携先が合名会社（Partnership）の場合、社員（Partner）が犯罪を行ったとみなされる。

10.6. 裁判手続

裁判手続は、刑事訴訟または民事訴訟に由来することがある。

刑事訴訟では警察に訴状を提出しなければならず、捜査が実施された後に逮捕またはレイドが行われる。被告人は法廷に召喚され、被告人が「無罪」を主張する場合、次のような裁判所手続きが行われる。

被告人は保釈に関連して、次の期間を超えない範囲で事件は延期される。

- a) 保釈申請が受理された場合は 1 カ月、および
- b) 保釈申請が却下され、被告人が警察に拘留される場合は 2 週間

被告人に対し告発罪状が読み上げ説明され、検察官は事件の事実について簡潔な説明を行う。その後、被告人は「無罪」の請願を行い、検察官は事件の冒頭陳述を行う。参考人が呼び出され説明を受け、被告人はその主証拠を提示する。被告人代理人弁護士による反対尋問が行われ、検察官により再尋問が行われることで尋問中に出現したいづれかの不明瞭な点が明確にされる。その後、検察側は事件を締めくくる。

裁判所は、検察側が提示した証拠の評価に基づき一応の根拠がある主張が被告人に対しなされたかどうかを判断する。裁判所は、被告人代理人弁護士に対し、意見を述べるべき事由は存在しないと宣言するよう求めることができる。また、被告人に対して、一応の根拠がある主張がなされる場合、被告人代理人弁護士は弁護の冒頭陳述を行う。その後、被告人は証言台に呼ばれ、証言し証拠を提示する。裁判所に提示した証拠について被告人は反対尋問を受ける。これがなされると裁判所は被告人と原告の代理人弁護士に呼びかけ、その後、裁判所は判決を下すために閉廷と

される。判決の言い渡しは、事件の閉廷後 6 週間以内で行われる。被告人が「罪状」を認めた場合、検察官が被告人に対し罪状を読み上げ説明する。費用については、1960 年法律第 30 号刑事訴訟法による法令上の必須納付金の他に、請求に応じた額が裁定される。正当な権利として判決後 3 カ月以内に不服申立通知を提出することができ、これは裁判所の許可をもって更に 3 カ月延長することができる。高等裁判所の決定に対する不服申立は控訴裁判所に、控訴裁判所の決定に対する不服申立は最高裁判所に上訴する。

11. 民事上の救済措置

民事事件に関するガーナの裁判制度の一般的構造は階層的である。1992 年ガーナ共和国憲法では裁判所を 2 種類、つまり上級裁判所と下級裁判所に大別している。上級裁判所は高等裁判所、控訴裁判所、最高裁判所で構成される一方、下級裁判所は地方裁判所と巡回裁判所からなる。首長権紛争については首長議院司法委員会も存在する。

裁判所の管轄権は、請求の性質だけでなくその価値でも定義される。ガーナの下級裁判所である地方裁判所は、総額 2 万 GH セディ（約 3,415 米ドル）を超えない金銭的請求を受け入れる第 1 審管轄権を有する。巡回裁判所は請求総額が 5 万セディ（約 8,538 米ドル）を超えない民事事件の第 1 審管轄権を有する。

一般に、民事訴訟はすべて、法令によって別段の定めがある場合を除き、召喚状により開始されなければならない。訴訟当事者は、訴訟を提起させる書類の送達により訴訟が通知される。裁判所の書記課は開始される訴訟の当事者への書類の送達を確保しなければならない。

民事訴訟を提起する場合、原告は召喚状とともに申立書をガーナ高等裁判所に提出する。被告には令状の写しが送達される。

その後、被告は 8 日以内に出廷の申出をしなければならない。被告は出廷の申出後、令状が被告に送達されてから 14 日以内に、答弁書を提出しなければならない。答弁書が原告である商標権者に送達されてから 21 日までにガーナ高等裁判所で公判前協議が開かれなければならない。公判前協議で事件が解決しない場合、公判前協議の再開後 30 日までに裁判を開始しなければならない。

裁判所は、事件の性質に従い資産凍結および捜索命令を含む暫定的命令を出す権限を有する。裁判所規則は、高等裁判所がマリーバおよびアントン・ピラー差止命令を含む差止命令、ならびに財産の暫定的保全および留置の命令を出すことを許可している。当該規則は、事件が裁判所に係属中の場合、そのような命令を出すことを許可している。

暫定的命令は、外国の手続きに関係する事件に関連して手続きが開始される場合、外国の手続きを援助するためにも出すことができる。

11.1. 特許侵害に関する民事上の救済措置

特許権者は、当該権者が利用することができる他の権利、救済、訴訟に加え、ガーナ特許法第 11 条第 4 項および第 13 条に従うことを条件として、所有者の承諾を得ずに発明を利用して特許を侵害する者、特許法第 11 条第 2 項で言及されるように侵害に至る行為を行う者に対し、訴訟を提起する権利を有する。

ガーナ特許法第 11 条第 2 項によると、特許が付与された発明の利用とは次の行為のいずれかを意味する。

(a) 製品について特許が付与されている場合

- (i) 製品の製造、輸入、販売の申出、販売、使用、または
- (ii) 販売の申出、販売、使用を目的とした製品の貯蔵

(b) 方法について特許が付与されている場合

- (i) 方法の使用、または
- (ii) 方法により直接入手される製品について (a) で言及する行為のいずれかを行うこと

ガーナ特許法第 11 条第 4 項によると、特許に基づく権利は次に挙げることには及ばない。

- (a) 特許権者により、または所有者の承諾を経て、いずれかの国で市販されている物品に関する行為、または
- (b) 一時的または偶然にガーナの領空、領土、領水を通過する他国の航空機、車両、船舶に係る物品の使用、または
- (c) 特許発明に関連する実験目的のみになされる行為、または
- (d) 特許出願日前に、または優先権が主張されており出願の優先日に国内で特許が付与される場合に、善意で発明を使用した、または使用のための有効かつ真摯な準備をしていた者が行った行為¹⁵³

ガーナ特許法第 13 条第 1 項には次の記載がある。

- (a) 公共の利益、特に国家の安全保障、栄養、健康または国民経済のその他生命関連部門の開発が必要とする場合、または
- (b) 司法機関または行政機関が、特許権者または特許権者が許諾したライセンシーによる実施の仕方が反競争的であると判断した場合であって、かつ本項に従う発明の実施がその慣行

¹⁵³ 2003 年ガーナ特許法（法律第 657 号）第 11 条第 4 項

を是正するものであると大臣が認める場合、大臣は、特許権者の同意がなくても、政府機関または大臣が指定した第三者が発明を実施することができると決定することができる。

侵害の救済には差止、罰金、損害賠償、懲役、ガーナ一般法に規定のその他救済が含まれる。

所有者の権利の侵害に関する民事訴訟を目的として、特許の対象事項が製品を取得するための方法である場合、高等裁判所は、同一製品を取得するために使用される方法が特許の方法と異なることを証明するよう被告に命令することができる。

特許された方法の使用により取得される製品が新規である場合、特許権者の同意を得ずに製造された場合の同一製品は、反証がない限り、特許方法によって取得されたとみなされる。

特許権者の請求、または、ライセンサーが特定の救済を求めて訴訟を提起するよう特許権者に要求し特許権者がそれを拒絶または行わない場合は、ライセンサーの請求により、裁判所は侵害または差し迫った侵害を防止するための差止命令を出し、損害賠償を裁定し、一般法に規定されたその他救済を付与することができる。ガーナには民事事件を扱うことができる 3 種類の高等裁判所、つまり標準高等裁判所、ファスト・トラック高等裁判所、商事高等裁判所がある。高等裁判所の商事部門では 6 人の裁判官が知的財産を含む商業的性質の紛争を審理する。商事裁判所の裁判官は知的財産の事件について詳しい傾向にあり、多くの裁判官は知的財産研修を修了している。民事手続きの規則に基づき、高等裁判所は、侵害が発生したと判断される場合、権利者に対し損害賠償の裁定を付与することができる。損害賠償の裁定の立証責任は権利者にあり、損害賠償額は高等裁判所により決定される。

RGD での特許出願申請後にのみ法的手続きを開始することができる。民事訴訟で知的財産権請求を追及する主な利点は、行政または刑事訴訟とは異なり、権利者が直接請求を起こすことができる点にある。

11.2. 商標侵害に関する民事上の救済措置

商標侵害訴訟を提起する場合、登録商標権者は召喚状を申立書とともにガーナ高等裁判所に提出し、上述の第 11 章に記載の残りの手順に従う。

11.3. 著作権侵害に関する民事上の救済措置

保護された権利が侵害される差し迫った危険にある、または実際に侵害されている状況において、保護された権利に関する今後および現在の侵害を避けるための差止命令、あるいは侵害行為を行う者からの損害回復を求めてガーナ高等裁判所に民事訴訟を提起することができる。ガーナ高等裁判所を通じて、関税・物品税・防止サービス(CEPS:Customs, Excise and Preventive Service)に対し、輸入されるまたは輸出向けの商品を留置させる命令を取得することもできる。

一方的請求では、室内での点検または侵害者の家屋から権利者の著作権を侵害する素材を撤去するための命令を出すことができる¹⁵⁴。

¹⁵⁴ 2005年法律第690号ガーナ著作権法第47条

12. 知的財産保護に関する官庁の連絡先¹⁵⁵⁻¹⁵⁶

12.1. 著作権事務局

所管行政	法務省著作権部門
ウェブサイト・アドレス	http://www.copyright.gov.gh/
住所	Private Mail Bag Ministries Post Office Accra Ghana
電話	+(233) 302 229190
メールアドレス	info@copyright.gov.gh
役職および部門長名	著作権管理者代理 (Acting Copyright Administrator) : Ms. Yaa ATTAFUAH

12.2. 知的財産事務局

所管行政	法務省登録長官部
ウェブサイト・アドレス	http://www.rgd.gov.gh/
住所	P.O. Box 118 Accra Gahan
電話	+(233) 302 664691 - 93)
メールアドレス	jemimamoware@gmail.com
役職および部門長名	登録官長 (Registrar General) : Mrs Jemima Oware

¹⁵⁵ https://www.wipo.int/members/en/contact.jsp?country_id=65 2020年10月8日時点でのアクセスによる。

¹⁵⁶ <https://www.aripo.org/member-states/ghana/> 2020年10月8日時点でのアクセスによる。

13. 引用文献

13.1. ガーナ国内法

1. ガーナ共和国憲法（1996年）
2. 2014年商標（改正）法（法律第876号）（2014年）
3. 2005年著作権法（法律第690号）（2005年）
4. 2004年集積回路の配置設計（トポグラフィー）法（法律第667号）（2004年）
5. 2004年商標法（法律第664号）（2004年）
6. 2003年地理的表示法（法律第659号）（2003年）
7. 2003年意匠法（法律第660号）（2003年）
8. 2003年特許法（法律第657号）（2003年）
9. 2012年公衆衛生法（法律第851号）（2012年）
10. 2010年裁判外紛争解決手続法（法律第798号）（2010年）
11. 2004年ガーナ航空法（法律第678号）（2004年）
12. 1960年刑法（法律第29号、2003年までの改正を含む）（2003年）
13. 1960年刑事訴訟法（法律第30号、2003年少年法（法律第653号）までの改正を含む）（2003年）
14. 2000年不正競争防止法（法律第589号）（2000年）
15. 2000年伝統医療実施法（2000年）
16. 1992年食品および医薬品法（1996年食品および医薬品法（改正法）までの改正を含む）（1996年）
17. 1993年関税および物品税ならびに税関サービス（管理）法（法律第330号）（1993年）
18. 1975年植物医学に関する科学的研究センター法（1975年）
19. 1973年規格機構法（国家救済評議会令第173号）、1973年5月2日成立（1973年）
20. 1972年種子（認証および規格）法（国家救済評議会令第100号）、1972年8月30日成立（1972年）
21. 1996年特許規則（政令集第1616号）（1996年）
22. 2010年著作権規則（2010年）
23. 2009年著作権法（改正法）（法律第788号）、2009年12月31日可決（2009年）
24. 2004年高等裁判所（民事訴訟）規則（憲法法令集第47号）（2004年）
25. 1999年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第25号）（1999年）

26. 1997 年控訴裁判所規則（憲法法令集第 19 号）（1999 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 25 号）までの改正を含む）（1999 年）
27. 1999 年最高裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 24 号）（1999 年）
28. 1996 年最高裁判所規則（憲法法令集第 16 号）（1999 年最高裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 24 号）までの改正を含む）（1999 年）
29. 1998 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 21 号）（1999 年控訴裁判所規則（改正規則）（憲法法令集第 25 号）までの改正を含む）（1998 年）
30. 1993 年裁判所法（法律第 459 号）（2004 年裁判所法（改正法）（法律第 674 号）までの改正を含む）（1993 年）
31. 1972 年商標規則（改正規則）（政令集第 792 号）（1972 年）
32. 1970 年商標規則（政令集第 667 号）（1970 年）
33. 1954 年高等裁判所（民事訴訟）規則（法的通知第 140A 号）（1954 年）

13.2. 國際法規

1. 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
2. 意匠の国際登録に関するハーグ協定
3. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組内の特許および意匠に関するハラレ議定書
4. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の創設に関するルサカ協定
5. 標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書
6. 工業所有権の保護に関するパリ条約
7. 特許協力条約（PCT）
8. 世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約
9. WIPO 著作権条約（WCT）
10. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）

13.3. アクセスしたウェブサイト

1. <https://en.wikipedia.org/wiki/Ghana>（アクセス日：2020 年 10 月 8 日）
2. <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Ghana.html#:~:text=Ghana%20is%20a%20unitary%20state,of%20State%20for%20its%20comments>（アクセス日：2020 年 10 月 8 日）
3. [https://www.WIPO.int/hague/en/.](https://www.WIPO.int/hague/en/)

14. 附則 A

ガーナ知財庁が行うサービス価格表

特許

	料金
通常特許出願料	35 米ドル
条約上の優先権主張出願	35 米ドル
更新手数料納付（年間）：	10 米ドル
更新手数料納付期間の延長申請	10 米ドル
事業所住所または送達宛先の変更登録	15 米ドル
ライセンスの記録	110 米ドル
譲渡の記録	110 米ドル

織物意匠出願

	料金
出願料	10 米ドル
登録証申請	10 米ドル
審査料	50 米ドル
更新料	30 米ドル

商標

	料金
一区分の商標登録出願	200 米ドル
区分の追加	200 米ドル
商標登録証の申請	200 米ドル
結果報告を含む一つの商標の有効性判定のための登録可能 性審査	110 米ドル
標章の審査	110 米ドル
譲渡または移転の記録	220 米ドル
放棄、団体または事業を伴う出願の是認に対する拒絶および同意の報告	180 米ドル
登録官との協議	100 米ドル
登録官の拒絶理由陳述書の申請	180 米ドル
異議申立ての宣誓供述書の提出	180 米ドル
商標更新手数料	390 米ドル
一つの商標に対する登録使用者の記録申請	220 米ドル
商標の登録使用者記録の取消申請	120 米ドル
名称変更	110 米ドル

[特許庁委託事業]

ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査

2021年3月発行

禁無断転載

[調査受託]

KISCH IP Attorneys

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部